




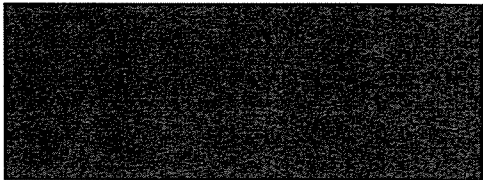
支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和元年度	支出項目	人件費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	R元.5.21	政務活動補助員5月分給与	95,000	19万円×1/2
2	R元.5.21	政務活動補助員5月分通勤費	2,310	バス代往復220円×21日=4,620円
3	R元.6.21	政務活動補助員6月分給与	95,000	
4	R元.6.21	政務活動補助員6月分通勤費	2,200	バス代往復220円×20日=4,400円
5	R元.6.28	社会保険料5月分	13,589	政務活動補助員(18,297円×1/2+34,776円×1/2)+446円×1/2=13,589円
6	R元.7.21	政務活動補助員7月分給与	95,000	政務活動補助員19万円×1/2
7	R元.7.21	政務活動補助員7月分通勤費	1,210	バス代往復220円×11日=2,420円
8	R元.7.26	社会保険料6月分	13,589	政務活動補助員(18,297円×1/2+34,776円×1/2)+446円×1/2=13,589円
9	R元.8.10	政務活動補助員夏季手当	32,000	64,000円×1/2=32,000円
10	R元.8.21	政務活動補助員8月分給与	95,000	19万円×1/2
11	R元.8.21	政務活動補助員8月分通勤費	1,430	バス代往復220円×13日=2,860円
12	R元.8.29	社会保険料7月分	13,589	政務活動補助員(18,297円×1/2+34,776円×1/2)+446円×1/2=13,589円
13	R元.9.21	政務活動補助員9月分給与	95,000	190,000円×1/2=95,000円
14	R元.9.21	政務活動補助員9月分通勤費	2,200	バス代往復220円×20日=4,400円
15	R元.9.30	社会保険料8月分	18,167	政務活動補助員(18,465円×1/2+46,452円×1/2)+443円×1/2=18,167円
16	R元.10.21	政務活動補助員10月分給与	95,000	190,000円×1/2=95,000円
17	R元.10.21	政務活動補助員10月分通勤費	1,650	バス代往復220円×15日=3,300円
18	R元.10.30	社会保険料9月分	13,589	政務活動補助員(18,297円×1/2+34,776円×1/2)+446円×1/2=13,589円
19	R元.11.21	政務活動補助員11月分給与	95,000	90,000円×1/2=95,000円
20	R元.11.21	政務活動補助員11月分通勤費	1,540	バス代往復220円×14日=3,080円
21	R元.11.27	社会保険料10月分	13,589	政務活動補助員(18,297円×1/2+34,776円×1/2)+446円×1/2=13,589円
22	R元.12.15	政務活動補助員年末手当	95,000	190,000円×1/2=95,000円
23	R元.12.21	政務活動補助員12月分給与	95,000	190,000円×1/2=95,000円
24	R元.12.21	政務活動補助員12月分通勤費	2,310	バス代往復220円×21日=4,620円
25	R元.12.25	社会保険料11月分	13,589	政務活動補助員(18,297円×1/2+34,776円×1/2)+446円×1/2=13,589円
			1,001,551	

支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和元年度	支出項目	人件費	NO. 2
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
26	R2.1.21	政務活動補助員1月分通勤費	2,090	バス代往復220円×19日=4,180円
27	R2.1.21	政務活動補助員1月分給与	95,000	190,000円×1/2=95,000円
28	R2.1.29	社会保険料12月分	27,179	政務活動補助員(12月分)×1/2+12月分×1/2=27179円
29	R2.2.21	政務活動補助員2月分通勤費	2,090	バス代往復220円×19日=4,180円
30	R2.2.21	政務活動補助員2月分給与	95,000	190,000円×1/2=95,000円
31	R2.3.21	政務活動補助員3月分通勤費	2,310	バス代往復220円×21日=4,620円
32	R2.3.21	政務活動補助員3月分給与	95,000	190,000円×1/2=95,000円
33	R2.4.30	社会保険料3月分	13,566	政務活動補助員(12月分)×1/2+3月分×1/2+4月分×1/2=13566円
		小計	332,235	
		合計	1,333,786	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	/		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年5月2日 から 令和元年5月31日				
支出年月日	令和元年5月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先					
使 途 内 容	政務活動補助員5月分給与				
備 考	190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				
領収書貼付欄 (人件費)					
<p>領 収 証</p> <p>日本共産党新潟市議会議員団 様</p> <p><u>金 190,000円 也</u></p> <p>但 2019年5月分の給与として、上記正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: right;">2019年5月21日</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"></div>					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任 者	田中
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	2		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年5月2日 から 令和元年5月31日				
支出年月日	令和元年5月21日				
支出金額	2,310 円				
支出先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員5月分通勤費				
備 考	バス代往復220円×21日=4,620円 4,620 円 × 1/2 = 2,310 円 <small style="float: right;">(人件費)</small>				

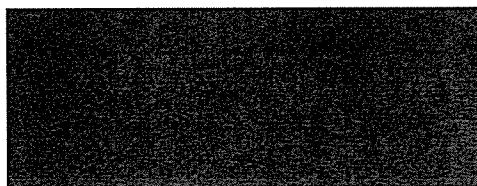
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 4, 6 2 0 円 也

但 2019 年 5 月 分 の 通 勤 費 (バ ス 代 往 復 2 2 0 円 × 2 1 日) と し て 、
 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2019 年 5 月 2 1 日





支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	3		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年6月1日 から 令和元年6月30日				
支出年月日	令和元年6月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員6月分給与				
備 考	190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				
領収書貼付欄					(人件費)
<p>領 収 証</p> <p style="font-size: 1.2em;">日本共産党新潟市議会議員団 様</p> <p style="font-size: 1.5em; text-decoration: underline;">金 190,000円 也</p> <p>但 2019 年 6 月分の給与として、上記正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: right;">2019 年 6 月 21 日</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto;"></div>					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	4		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費、 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年6月1日 から 令和元年6月30日				
支出年月日	令和元年6月21日				
支 出 金 額	2,200 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員6月分通勤費				
備 考	バス代往復220円×20日=4,400円 4,400 円 × 1/2 = 2,200 円				

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 4,400円也

但 2019年6月分の通勤費（バス代往復 220円×20日）として、
上記正に領収いたしました。

2019年6月21日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	5		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年5月2日 から 令和元年5月31日				
支出年月日	令和元年6月28日				
支 出 金 額	13,589 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料5月分				
備 考	政務活動補助員(18,297円×1/2+34,770円×1/2)×1/2+646×1/2=13,589円				
領収書貼付欄	(人件費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書・領収証書

厚生保険

国庫金


納付目的年月 令和 元年 5月分
 納付期限 令和 元年 7月 1日
 右記のとおり納付してください。
 令和 元年 6月 20日

年度 31 0343 6375 00063919
 半端特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取組番号 厚生労働省年金局（新潟西）

健康保険料 18297 円
 健康増進料 定額
 厚生年金保険料 34770 円
 厚生年金拠定

182-66 + 323 = 12,589
 うち証券受領 一部
 証券受領 一部
 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十
 合 計 額 5 3 7 1 3

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 子供・子育て給付金
 令和31年度
 内閣府及び厚生労働省所管
 年金特別会計



取組番号
 951-8126 新潟市 中央区
 学校町通1番町 602-1
 日本共産党新潟市議会議員団控室
 日本共産党新潟市議会議員団
 渡辺 有子 様

上記の合計額を領収しました。
 (領収書納付 第四・巻 1,628 13)
 (納付者渡し)



取組番号
 951-8126 新潟市 中央区
 学校町通1番町 602-1
 日本共産党新潟市議会議員団控室
 日本共産党新潟市議会議員団
 渡辺 有子

取組番号
 951-8126 新潟市 中央区
 学校町通1番町 602-1
 日本共産党新潟市議会議員団控室
 日本共産党新潟市議会議員団
 渡辺 有子

この納入告知書 (納付書) はP・C・E・A・T・M・インターネットバンク等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	6		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年7月1日 から 令和元年7月31日				
支出年月日	令和元年7月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員7月分給与				
備 考	政務活動補助員19万円×1/2 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様




金 190,000円 也

但 2019年7月の給与として、上記正に領収いたしました。

2019年7月21日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	7		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年7月1日 から 令和元年7月31日				
支出年月日	令和元年7月21日				
支出金額	1,210 円				
支出先					
使途内容	政務活動補助員7月分通勤費				
備 考	バス代往復220円×11日=2,420円 2,420 円 × 1/2 = 1,210 円				

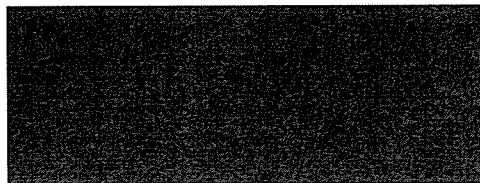
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 2,420円 也

但2019年7月分の通勤費（バス代往復220円×11日）として、
上記正に領収いたしました。

2019年7月21日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	8		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年6月1日 から 令和元年6月30日				
支出年月日	令和元年7月26日				
支 出 金 額	13,589 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料6月分				
備 考	政務活動補助員(18,297円×1/2+34,770円×1/2)×1/2+646×1/2=13,589円				
領収書貼付欄	(人件費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書*領収証書

厚生保険

国庫金



取組庁番号
厚生労働省年金局(新潟西)

年金特別会計 取組番号
0343 6375 00063919

納付目的年月
令和 元年 6月分

納付期限
令和 元年 7月31日
右記のとおり納付してください。

健康助定
健康保険料
18297 円

厚生年金助定
厚生年金保険料
34770 円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
646 円

事業所番号
[Redacted]

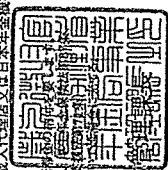
うち証券受領
[Redacted] 円

証券受領
全部 一部

合計額
千 百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 万
円
5 3 7 1 3

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和31年度
内閣府及び厚生労働省
年金特別会計



取引先
新潟西 年金事務所
〒951-8126 新潟市 中央区
学校町通1番町 602-1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子



上記の合計額を領収しました。
(領収印付)
出納券
第四 1.7.26
12
(納付書裏)

この納入告知書(納付書)はPAY-easy(ペイジー)ATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	 
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	9
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和元年5月2日 から 令和元年6月30日		
支出年月日	令和元年8月10日		
支 出 金 額	32,000 円		
支 出 先	XXXXXXXXXX		
使 途 内 容	政務活動補助員夏季手当		
備 考	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> XXXXXXXXXX 64,000円×1/2=32,000円 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> XXXXXXXXXX 64,000 円 × 1/2 = 32,000 円 </div>		
領収書貼付欄	(人件費)		

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 64,000円 也

2019年賞与（夏期手当）として、上記正に領収いたしました。

2019年8月10日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	10		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年8月1日 から 令和元年8月31日				
支出年月日	令和元年8月21日				
支出金額	95,000 円				
支出先	XXXXXXXXXX				
使途内容	政務活動補助員8月分給与				
備 考	XXXXXXXX 19万円×1/2 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

金 190,000円 也

但 2019 年 8 月分の給与として、上記正に領収いたしました。

2019 年 8 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	//		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年8月1日 から 令和元年8月31日				
支出年月日	令和元年8月21日				
支 出 金 額	1,430 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員8月分通勤費				
備 考	バス代往復220円×13日=2,860円 $2,860 \text{ 円} \times 1/2 = 1,430 \text{ 円}$				

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 2, 8 6 0 円 也

但 2019 年 8 月 分 の 通 勤 費 (バ ス 代 往 復 220 円 × 13 日) と し て、
上 記 正 に 領 収 い た し ま し た。

2019 年 8 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	12		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年7月1日 から 令和元年7月31日				
支出年月日	令和元年8月29日				
支 出 金 額	13,589 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料7月分				
備 考	政務活動補助員(18,297円×1/2+34,770円×1/2)×1/2+646×1/2=13,589円				
領収書貼付欄	(人件費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書* 領収証書

厚生保険

国庫金

取扱店名



厚生労働省年金局 (新潟西)

年金特別会計 新潟県厚生年金事務課
取扱店番号 00063919

納付目的年月
令和 元年 7 月分

納付期限
令和 元年 9 月 2 日
右記のとおり納付してください。
令和 元年 8 月 21 日

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て支出金
646 円

厚生年金助定
厚生年金医療料
34770 円

健康保険定
健康保険料
18297 円

事業所管理番号 事業所番号

証券受領
円

証券受領
一部

合計額
千 百 十 千 百 十 千 百 十 円
5 3 7 1 3

納付目的
健康保険料
厚生年金医療料
子ども・子育て支出金
令和31年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

取扱店管理番号 納付番号 振替番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構
新潟西 年金事務所
新潟県 新潟市 中央区
学校町通1番町 602-1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子





成人徴収店

上記の合計額を印取しました。
(領収日付印)
第四巻
1.8.29
12
(納付書裏の)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書 (納付書) は P A Y - e a s y (ペイジー) 対応の A T M、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	13		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年9月1日 から 令和元年9月30日				
支出年月日	令和元年9月21日				
支出金額	95,000 円				
支出先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員9月分給与				
備 考	XXXXXXXX 190,000円×1/2=95,000円 XXXXXXXX 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様


金 190,000円 也

但 2019年9月分の給与として、上記正に領収いたしました。

2019年9月21日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	14		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年9月1日 から 令和元年9月30日				
支出年月日	令和元年9月21日				
支 出 金 額	2,200 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員9月分通勤費				
備 考	バス代往復220円×20日=4,400円 4,400 円 × 1/2 = 2,200 円				

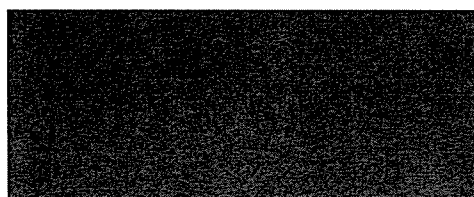
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 4,400円 也

但 2019年9月分の通勤費（バス代往復 220円×20日）として、
上記正に領収いたしました。

2019年9月21日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	15		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年8月1日 から 令和元年8月31日				
支出年月日	令和元年9月30日				
支 出 金 額	18,167 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料8月分				
備 考	政務活動補助員(24,460円×1/2+46,482円×1/2)×1/2+863×1/2=18,167円				
領収書貼付欄	(人件費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書* 領収証書

厚生保険

国庫金

納付目的年月 令和 元年 8 月分 納付期限 令和 元年 9 月 30 日 右記のとおり納付してください。 令和 元年 9 月 20 日	年度 31 年次特別会計 0343 年度 6375 取附番号 00063919	取附番号 00063919 厚生労働省年金局 (新潟西)	健康保険料 厚生年金保険料 子ども子育て給付金 令和31年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計
債権助定 24460 円 債権保険料 24460 円	厚生年金助定 46482 円 厚生年金保険料 46482 円	子ども・子育て支援助定 863 円 子ども・子育て給付金 17735 円 $17735 \times \frac{1}{2} = 8867.5$	合計額 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 円 7 1 8 0 5
証券受領 全部 一部	証券受領 全部 一部	証券受領 全部 一部	納付書 18,160 円

上記の合計額を納付しました。
 (領収日付印)
 出納
 第四・巻
 1.9.30
 (納付者済)



951-8126 新潟市 中央区
 学校町通 1 番町 602-1
 日本共産党新潟市議会議員団控室
 日本共産党新潟市議会議員団
 渡辺 有子

取付場所 日本共産党新潟市議会議員団控室
 新潟市 中央区 学校町通 1 番町 602-1
 正課金の
 納付方法
 納入徴収書
 厚生労働省年金局事業管理課

この納入告知書 (納付書) は P.A.Y-easy (ペイジー) 対応の A.T.M. インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	16		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年10月1日 から 令和元年10月31日				
支出年月日	令和元年10月21日				
支出金額	95,000 円				
支出先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員10月分給与				
備 考	XXXXXXXX 190,000円×1/2=95,000円 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

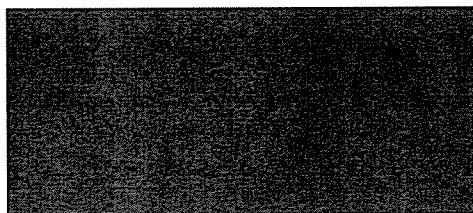
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

金 190,000円 也

但 2019 年 10 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2019 年 10 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	17		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年10月1日 から 令和元年10月31日				
支出年月日	令和元年10月21日				
支 出 金 額	1,650 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員10月分通勤費				
備 考	バス代往復220円×15日=3,300円 3,300 円 × 1/2 = 1,650 円				

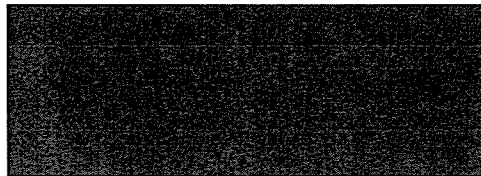
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 3,300円 也

但 2019年10月分の通勤費（バス代往復 220円×15日）として、
上記正に領収いたしました。

2019年10月21日





支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	18		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年9月1日 から 令和元年9月30日				
支出年月日	令和元年10月30日				
支 出 金 額	13,589 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料9月分				
備 考	政務活動補助員(18,297円×1/2+34,770円×1/2)×1/2+646×1/2=13,589円				
領収書貼付欄					(人件費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	19		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年11月1日 から 令和元年11月30日				
支出年月日	令和元年11月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員11月分給与				
備 考	<div style="background-color: black; color: black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></div> 190,000円×1/2=95,000円 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				
領収書貼付欄					(人件費)

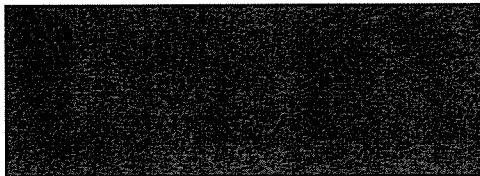
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

金 190,000円 也

但 2019年 11月の給与として、上記正に領収いたしました。

2019年 11月 21日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	20		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年11月1日 から 令和元年11月30日				
支出年月日	令和元年11月21日				
支 出 金 額	1,540 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員11月分通勤費				
備 考	バス代往復220円×14日=3,080円 3,080 円 × 1/2 = 1,540 円				

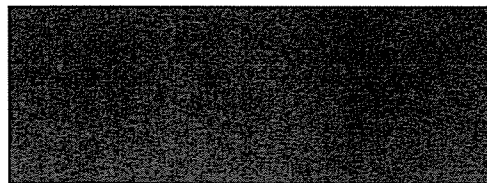
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 3,080円 也

但 2019 年 11 月 分 の 通 勤 費 (バ ス 代 往 復 220 円 × 14 日) と し て、
上 記 正 に 領 収 い た し ま し た。

2019 年 11 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	21		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年10月1日 から 令和元年10月31日				
支出年月日	令和元年11月27日				
支 出 金 額	13,589 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料10月分				
備 考	政務活動補助員(18,297円×1/2+34,770円×1/2)×1/2+646×1/2=13,589円				
領収書貼付欄					(人件費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書 領収証書

厚生保険

国庫金

取振行名
厚生労働省年金局(新潟西)



納付目的年月
令和 元年 10月分

納付期限
令和 元年 12月 2日
右記のとおり納付してください。

健康保険料 18297 円
健康助定 34770 円
子ども・子育て支援給付金 646 円

子ども・子育て支援給付金 646 円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て支援給付金

事業所番号
[Redacted]

うち証券受領
[Redacted] 円

証券受領
全部 [Redacted] 部

合計額
千 百 十 万 千 百 十 円
5 3 7 1 3

令和31年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

取付場所
日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構
新潟西 年金事務所
新潟県 新潟市 中央区 学校町通1番町 602-1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子





951-8126 新潟市 中央区
学校町通1番町 602-1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子

上記の合計額を印取しました。
(印取日印)
第 四 次 第 一 号
1,11.27
(納付書帳)

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	22		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年7月1日 から 令和元年12月31日				
支出年月日	令和元年12月15日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員年末手当				
備 考	<div style="background-color: black; color: black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></div> 190,000円×1/2=95,000円 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				
領収書貼付欄	(人件費)				

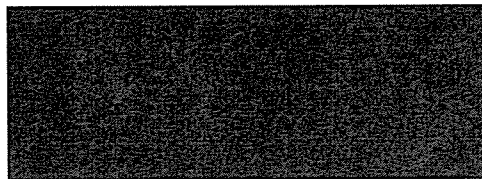
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 190,000円 也

2019年賞与（年末手当）として、上記正に領収いたしました。

2019年12月15日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	23		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年12月1日 から 令和元年12月31日				
支出年月日	令和元年12月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員12月分給与				
備 考	XXXXXXXX 190,000円×1/2=95,000円 XXXXXXXX 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

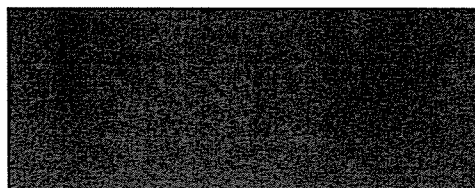
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様


金 190,000円 也

但 2019 年 12 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2019 年 12 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	24		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年12月1日 から 令和元年12月31日				
支出年月日	令和元年12月21日				
支 出 金 額	2,310 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員12月分通勤費				
備 考	バス代往復220円×21日=4,620円 4,620 円 × 1/2 = 2,310 円				

領収書貼付欄

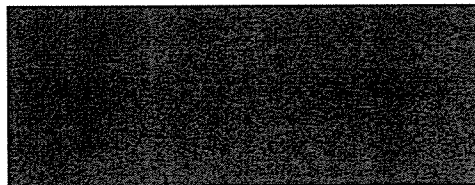
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 4,620円 也

但 2019 年 12 月 分 の 通 勤 費 (バ ス 代 往 復 220 円 × 21 日) と し て、
上 記 正 に 領 収 い た し ま し た。

2019 年 12 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	25		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年11月1日 から 令和元年11月30日				
支出年月日	令和元年12月25日				
支 出 金 額	13,589 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料11月分				
備 考	政務活動補助員(18,297円×1/2+34,770円×1/2)×1/2+646×1/2=13,589円				
領収書貼付欄					(人件費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書・領収証書

厚生保険

国庫金

納付目的年 令和 元年 11 月分

納付期限 令和 2 年 1 月 6 日

納付方法 右記のとおり納付してください。

納付金額 令和 元年 12 月 20 日

納付場所 新西

納付方法 期日前に支払済もしくは、証券受領書の発行後、同法第17条の14、15の2、16、17条の規定に基づき、非営利の発行の届出は、元本に充て、次のとおり行われます。

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

令和 元年 11 月分

令和 2 年 1 月 6 日

令和 元年 12 月 20 日

新西

期日前に支払済もしくは、証券受領書の発行後、同法第17条の14、15の2、16、17条の規定に基づき、非営利の発行の届出は、元本に充て、次のとおり行われます。

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

令和 元年 11 月分

令和 2 年 1 月 6 日

令和 元年 12 月 20 日

新西

期日前に支払済もしくは、証券受領書の発行後、同法第17条の14、15の2、16、17条の規定に基づき、非営利の発行の届出は、元本に充て、次のとおり行われます。

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

納付目的

健康保険料
厚生年金保険料
子ども育て出資金
令和 31 年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

健康保険料
健康保険料
18297 円

厚生年金助定
厚生年金保険料
34770 円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
646 円

合計額
千 百 十 千 百 十 千 百 十
万 千 百 十 千 百 十
円 千 百 十 千 百 十
1 8 2 9 7 3 4 7 7 0 6 4 6
1 8 2 9 7 3 4 7 7 0 6 4 6 円

証券受領
全部 一部

うち証券受領
円

納付番号
業務所番号

業務所管理番号

業務所番号

納付番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構
新西 年金事務所

証券受領の所
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 31 年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

令和 元年 11 月分

令和 2 年 1 月 6 日

令和 元年 12 月 20 日

新西

期日前に支払済もしくは、証券受領書の発行後、同法第17条の14、15の2、16、17条の規定に基づき、非営利の発行の届出は、元本に充て、次のとおり行われます。

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

納入告知書

納付番号

業務所番号

納付場所

証券受領の所

令和 31 年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付金額

納付期限

納付方法

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

令和 元年 11 月分

令和 2 年 1 月 6 日

令和 元年 12 月 20 日

新西

期日前に支払済もしくは、証券受領書の発行後、同法第17条の14、15の2、16、17条の規定に基づき、非営利の発行の届出は、元本に充て、次のとおり行われます。

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

納付金額

納付期限

納付方法

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

令和 元年 11 月分

令和 2 年 1 月 6 日

令和 元年 12 月 20 日

新西

期日前に支払済もしくは、証券受領書の発行後、同法第17条の14、15の2、16、17条の規定に基づき、非営利の発行の届出は、元本に充て、次のとおり行われます。

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

納付金額

納付期限

納付方法

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

令和 元年 11 月分

令和 2 年 1 月 6 日

令和 元年 12 月 20 日

新西

期日前に支払済もしくは、証券受領書の発行後、同法第17条の14、15の2、16、17条の規定に基づき、非営利の発行の届出は、元本に充て、次のとおり行われます。

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

納付金額

納付期限

納付方法

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

令和 元年 11 月分

令和 2 年 1 月 6 日

令和 元年 12 月 20 日

新西

期日前に支払済もしくは、証券受領書の発行後、同法第17条の14、15の2、16、17条の規定に基づき、非営利の発行の届出は、元本に充て、次のとおり行われます。

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

納付金額

納付期限

納付方法

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

令和 元年 11 月分

令和 2 年 1 月 6 日

令和 元年 12 月 20 日

新西

期日前に支払済もしくは、証券受領書の発行後、同法第17条の14、15の2、16、17条の規定に基づき、非営利の発行の届出は、元本に充て、次のとおり行われます。

納入取扱店 (領収書) は P.S.Easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して領付することができます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	26		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年1月1日 から 令和2年1月31日				
支出年月日	令和2年1月21日				
支 出 金 額	2,090 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員1月分通勤費				
備 考	バス代往復220円×19日=4,180円 4,180 円 × 1/2 = 2,090 円				

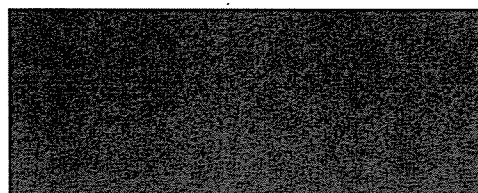
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

金 4, 1 8 0 円 也

但 2020 年 1 月 分 の 通 勤 費 (バ ス 代 往 復 2 2 0 円 × 1 9 日) と し て 、
上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2020 年 1 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経 理 責 任 者	倉本
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	27		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年1月1日 から 令和2年1月31日				
支出年月日	令和2年1月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員1月分給与				
備 考	XXXXXXXX 190,000円×1/2=95,000円 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

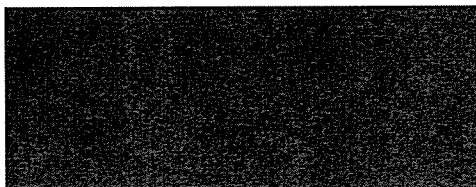
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 190,000円 也

但 2020 年 1 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2020 年 1 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	28		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年12月1日 から 令和元年12月31日				
支出年月日	令和2年1月29日				
支 出 金 額	27,179 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	社会保険料12月分				
備 考	政務活動補助員 (36594円×1/2+69540円×1/2)×1/2+1292円×1/2=27179円				
領収書貼付欄					(人件費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書 領収証書

国庫金 厚生保険



取付行名
厚生労働省年金局(新潟西)

取付番号
00063919

納付目的年月
令和 元年 12 月分
納付期限
令和 2 年 1 月 31 日
右記のとおり納付してください。

健康保険料
36594 円

厚生年金助定
69540 円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て費拠出金
1292 円

事業所管理記号 事業所番号

うち証券受領
円

証券受領
全部

合計
千 百 十 千 百 十 万 千 百 十 千 百 十 円
1 0 7 4 2 6

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て費拠出金
令和 3 1 年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

取付場所 日本銀行本店、支店、代理店、導入代理店又は日本年金機構
新潟西 年金事務所
〒951-8126 新潟市 中央区
学校町通 1 番町 6 0 2 一 1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子
導入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課

上記の合計額を領収しました。
(領収書は別紙)
第四・巻
21.29
(納付者渡し)

この納入告知書(納付書)はP・R・S・E・A・S・Y(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度 5 月 1 日 以降現年度納入組入

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	29		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年2月1日 から 令和2年2月29日				
支出年月日	令和2年2月21日				
支 出 金 額	2,090 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員2月分通勤費				
備 考	バス代往復220円×19日=4,180円 4,180 円 × 1/2 = 2,090 円				

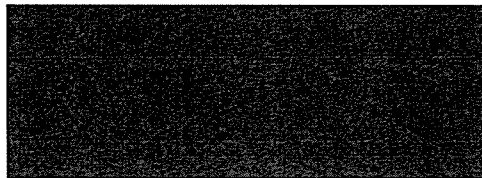
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 4,180円 也

但 2020 年 2 月 分 の 通 勤 費 (バ ス 代 往 復 220 円 × 19 日) と し て、
上 記 正 に 領 収 い た し ま し た。

2020 年 2 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	30		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年2月1日 から 令和2年2月29日				
支出年月日	令和2年2月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員2月分給与				
備 考	<div style="background-color: black; color: black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></div> 190,000円×1/2=95,000円 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

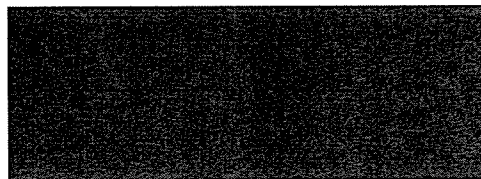
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様


金 190,000円 也

但 2020年2月分の給与として、上記正に領収いたしました。

2020年2月21日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	31		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 火件費				
実施年月日	令和2年3月1日 から 令和2年3月31日				
支出年月日	令和2年3月21日				
支 出 金 額	2,310 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員3月分通勤費				
備 考	バス代往復220円×21日=4,620円 4,620 円 × 1/2 = 2,310 円				

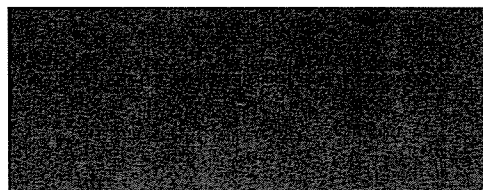
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 4, 6 2 0 円 也

但 2020 年 3 月 分 の 通 勤 費 (バ ス 代 往 復 220 円 × 21 日) と し て、
上 記 正 に 領 収 い た し ま し た。

2020 年 3 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	32		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年3月1日 から 令和2年3月31日				
支出年月日	令和2年3月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員3月分給与				
備 考	XXXXXXXX 190,000円×1/2=95,000円 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 190,000円 也

但 2020年3月分の給与として、上記正に領収いたしました。

2020年3月21日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	33		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年3月1日 から 令和2年3月31日				
支出年月日	令和2年4月30日				
支 出 金 額	13,566 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	社会保険料3月分				
備 考	政務活動補助員(18202円×1/2+34770円×1/2)×1/2+646円×1/2=13566円 (人件費)				
領収書貼付欄					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金 厚生保険



取組庁名
厚生労働省年金局(新潟西)

年度 2
年金特別会計 0343
納付番号 6375
取組庁番号 00063919

納付目的年月

令和 2 年 3 月分

納付期限

令和 2 年 4 月 30 日

右記のとおり納付してください。

令和 2 年 4 月 30 日

子ども・子育て支援料	646
子ども・子育て拠出金	646

厚生年金掛定	34770
厚生年金保険料	34770

健康保険料	18202
健康保険料	18202

事業所登記番号



うち延滞受領

円

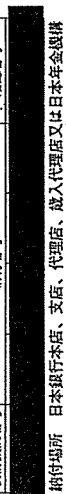
延滞受領

全部

千	百	十	百	千	万	千	百	十	円
					5	3	6	1	8

令和 2 年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

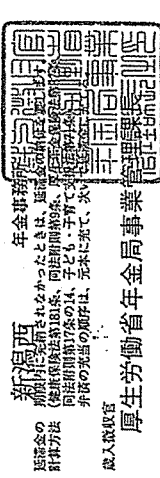
振替口座番号



種別番号



納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構



新潟西 年金事務所
新潟市中央区 1 番町 1 号
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子

厚生労働省年金局事業管理課

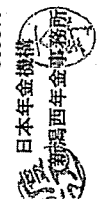


951-8126 新潟市中央区 1 番町 1 号
学校町通 1 番町 1 号
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子 様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付印)

領収
20-04-30 009611



(納付者渡し)

翌年度 5 月 1 日以降現年度歳入組入

年金事務所窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。



支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和元年度	支出項目	事務所費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	R元.5.7	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 5月分リース料	20,763	会派控室用(3294*7992*11880*2/3+13770+6696*3240)×1/2
2	R元.6.7	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 6月分リース料	21,456	会派控室用(3294*7992*11880*2/3+13770+6696*3240)×1/2
3	R元.6.14	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金5月分、ウイルス対策ソフト更新料(7台分)	17,971	(16600+30711*3417*30/31+20406*7/4+309/306(1/20-1/31))×1.08×1/2
4	R元.6.19	コピー用紙購入代	2,052	
5	R元.7.3	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金6月分	11,683	振込手数料108円を含む
6	R元.7.5	FAX代等5月分電話代	3,113	会派控室用6,434円×30/31×1/2=3,113円
7	R元.7.8	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 7月分リース料	21,456	会派控室用(3294*7992*11880*2/3+13770+6696*3240)×1/2
8	R元.8.2	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金7月分	13,692	振込手数料108円を含む
9	R元.8.5	FAX代等6月分電話代	3,070	会派控室用
10	R元.9.4	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金8月分	10,824	振込手数料108円を含む
11	R元.9.5	FAX代等7月分電話代	3,040	会派控室用
12	R元.9.9	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 9月分リース料	21,456	会派控室用(3294*7992*11880*2/3+13770+6696*3240)×1/2
13	R元.9.10	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 8月分リース料	21,456	会派控室用(3294*7992*11880*2/3+13770+6696*3240)×1/2
14	R元.10.2	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金9月分	16,781	振込手数料330円を含む
15	R元.10.7	FAX代等8月分電話代	3,062	会派控室用
16	R元.10.7	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 10月分リース料	21,456	会派控室用(3294*7992*11880*2/3+13770+6696*3240)×1/2
17	R元.11.5	FAX代等9月分電話代	3,070	会派控室用
18	R元.11.7	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 11月分リース料	21,456	会派控室用(3294*7992*11880*2/3+13770+6696*3240)×1/2
19	R元.11.11	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金10月分	17,251	振込手数料330円を含む
20	R元.11.13	セロテープ等事務用品	2,047	会派控室用
21	R元.11.13	コピー用紙購入代	2,592	会派控室用
22	R元.11.13	コピー用紙購入代	2,200	会派控室用
23	R元.11.13	ICレコーダー購入代金	4,950	会派控室用
24	R元.12.5	FAX代等10月分電話代	3,220	会派控室用
25	R元.12.5	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金11月分	16,976	振込手数料330円を含む
			287,093	

支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和元年度	支出項目	事務所費	NO. 2
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
26	R元.12.9	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 12月分リース料	21,456	会派控室用(3291*7992*11850*2/3+13770+6696*3240)×1/2
27	R2.1.7	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金12月分	26,387	振込手数料330円を含む
28	R2.1.20	FAX代等11月分電話代	3,158	会派控室用
29	R2.1.27	デジタルカメラ	9,791	会派控室用
30	R2.1.31	コピー用紙他事務用品	5,522	会派控室用
31	R2.2.5	FAX代等12月分電話代	3,145	会派控室用
32	R2.2.12	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 1月分リース料	21,258	会派控室用(11850*2/3+13770+6696*3240)×1/2
33	R2.2.12	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 2月分リース料	21,258	会派控室用(11850*2/3+13770+6696*3240)×1/2
34	R2.2.12	PCネットワーク環境サポート・チャージ料金1月分、パソコン修理代、Windows10ソフト代、HD入替	54,027	振込手数料550円を含む
35	R2.3.3	PCネットワーク環境サポート・チャージ料金2月分	17,170	振込手数料330円を含む
36	R2.3.5	FAX代等1月分電話代	3,109	会派控室用
37	R2.3.9	クリアーホルダー購入	548	会派控室用
38	R2.3.10	文具フォルダ購入	448	会派控室用
39	R2.3.11	文具ぺんてるノックル購入	308	会派控室用
40	R2.3.16	テープカッター、鉛筆等文具購入	1,212	会派控室用
41	R2.3.18	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 3月分リース料	21,258	会派控室用(11850*2/3+13770+6696*3240)×1/2
42	R2.4.6	FAX代等2月分電話代	3,096	会派控室用
43	R2.4.6	PCネットワーク環境サポート・チャージ料金3月分	17,170	振込手数料330円を含む
44	R2.4.30	FAX代等3月分電話代	3,122	会派控室用
		小 計	233,443	
		合 計	520,536	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	/		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年5月2日 から 令和元年5月31日				
支出年月日	令和元年5月7日				
支 出 金 額	20,763 円				
支 出 先	日立キャピタル(株)				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 5月分リース料				
備 考	会派控室用(3294+7992+11880×2/3+13770+6696+3240)×30/31×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

日本共産党 新潟市議団 様
代表 渡辺 有子

日	付	摘要(お客様メモ)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177	01-05-07	上野キビル	46,872			
178						
179						
180						
181						
182						
183						
184						
185						
186						
187						
188						
189						
190						
191						
192						

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



お支払一覧表

平成 27 年 5 月 20 日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

殿

平素格別のお引立に預かり誠にありがとうございます。
このたびはご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げますので
お支払の程宜しくお願い申し上げます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	183,000 円
		消費税額	14,640 円
物件名	VK20E/AN-K	お支払総額	197,640 円
ご契約期間	平成 27 年 5 月 19 日より 60 ヶ月間	内、前払	円
		リース料 (最終月より ヶ月分)	円
		内、頭金	円

お支払方法	
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代 表 渡辺 有子

◎ 日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子
法人事業本部
〒950-0087 新潟県新潟市中央区
東大通 1-3-8
TEL.025-241-2900

回数	対象月	お支払日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税を含む)	摘要
	年:月	年:月:日				

回数	対象月	お支払日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税を含む)	摘要
	年:月	年:月:日				

49	31	5	31	5	7	3294	244	36234
50	31	6	31	6	7	3294	244	32940
51	31	7	31	7	7	3294	244	29546
52	31	8	31	8	7	3294	244	26352
53	31	9	31	9	7	3294	244	23058
54	31	10	31	10	7	3294	244	19764
55	31	11	31	11	7	3294	244	16470
56	31	12	31	12	7	3294	244	13176
57	32	1	32	1	7	3294	244	9882
58	32	2	32	2	7	3294	244	6588
59	32	3	32	3	7	3294	244	3294

お支払合計			197640	14640		
-------	--	--	--------	-------	--	--

(備考) 1. 消費税は現行税率に基づき計算しております。税率が変更された
場合には消費税額が変更になります。
2. お支払後残高には前払リース料を含みません。

3. 口座振替の場合、お支払日の前日までにご指定金融機関口座にご入金下さい。
お支払日が休日の場合、末日振替は前日、それ以外は翌営業日振替と致します。

お支払一覧表

平成 27 年 6 月 22 日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

殿

平素格別のお引立に預かり致しありがとうございます。
このたびのご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げますので
お支払の程宜しくお願い申し上げます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	444,000 円
物件名	VK-25L/X-M	消費税額	35,520 円
ご契約期間	平成 27 年 6 月 11 日より 60 ヶ月間	お支払総額	479,520 円
		内、前払	円
		リース料 (最終月より ヶ月分)	円
		内、頭金	円

お支払方法	
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代 表 渡辺 有子

目立キヨシキ株式会社
法人番号 13100037
〒950-0037 新潟県新潟市中央区
東大通り 3 番 6 号
TEL 025-241-2800

回数	対象月 年:月	お支払日 年:月:日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税を含む)	摘要
[Redacted Payment Schedule]						

回数	対象月 年:月	お支払日 年:月:日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税を含む)	摘要
48	31 5	31 5 7	7992	592	95904	
49	31 6	31 6 7	7992	592	87912	
50	31 7	31 7 7	7992	592	79920	
51	31 8	31 8 7	7992	592	71928	
52	31 9	31 9 7	7992	592	63936	
53	31 10	31 10 7	7992	592	55944	
54	31 11	31 11 7	7992	592	47952	
55	31 12	31 12 7	7992	592	39960	
56	32 1	32 1 7	7992	592	31968	
57	32 2	32 2 7	7992	592	23976	
58	32 3	32 3 7	7992	592	15984	
お支払合計			479520	35520		

(備考) 1. 消費税は現行利率に基づき計算しております。税率が変更された場合には消費税額が変更になります。
2. お支払後残高には前払リース料を含みません。

3. 口座振替の場合、お支払日の前日までに指定金融機関口座にお金を入金下さい。
お支払日が休日の場合、末日振替は前日、それ以外は翌営業日振替と致します。

お支払一覧表

平成 28 年 4 月 20 日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

殿

平素格別のお引立に預かり誠にありがとうございます。
このたびはご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げますので
お支払の程宜しくお願い申し上げます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	660,000 円
		消費税額	52,800 円
物件名	VK25L/X-N Win7	お支払総額	712,800 円
ご契約期間	平成 28 年 4 月 1 日より 60 ヶ月間	内、前払	円
		リース料 (最終月より ヶ月分)	円
		内、頭金	円

お支払方法	
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代 表 渡辺 有子

◎ 自立印刷製本株式会社
法人事業本部 印刷製本課
〒950-0087 新潟市中央区
東大通 1-3-8
TEL:025-241-2900

回数	対象月 年:月:日	お支払日 年:月:日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税を含む)	摘要
[Redacted Payment Schedule]						

回数	対象月 年:月:日	お支払日 年:月:日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税を含む)	摘要
38	31 5	31 5 7	11880	880	261360	
39	31 6	31 6 7	11880	880	249480	
40	31 7	31 7 7	11880	880	237600	
41	31 8	31 8 7	11880	880	225720	
42	31 9	31 9 7	11880	880	213840	
43	31 10	31 10 7	11880	880	201960	
44	31 11	31 11 7	11880	880	190080	
45	31 12	31 12 7	11880	880	178200	
46	32 1	32 1 7	11880	880	166320	
47	32 2	32 2 7	11880	880	154440	
48	32 3	32 3 7	11880	880	142560	
お支払合計			712800	52800		

(備考) 1. 消費税は現行税率に基づき計算しております。税率が変更された場合には消費税額が変更になります。
2. お支払後残高には前払リース料を含みません。

3. 口座振替の場合、お支払日の前日までに指定金融機関口座にご入金下さい。お支払日が休日の場合、末日振替は前日、それ以外は翌営業日振替と致します。

お支払一覧表

平成28年10月20日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

殿

平素格別のお引立に預かり誠にありがとうございます。
このたびはご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げます。
お支払の程宜しくお願い申し上げます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	765,000 円
		消費税額	61,200 円
物件名	e-STUDIO 3505A	お支払総額	826,200 円
	C	内、前払	円
ご契約期間	平成28年10月1日より	リース料 (最終月より)	ヶ月分)
	60ヶ月間	内、頭金	円

お支払方法	
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

自立金融信用保証協会
 法人番号 501000000000000000
 〒950-0087 新潟県新潟市中央区
 東大通1-3-8
 TEL 025-241-2900

回数	対象月 年:月	お支払日 年:月:日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税を含む)	摘要
[Redacted Payment Schedule]						

回数	対象月 年:月	お支払日 年:月:日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税を含む)	摘要
32	31 5	31 5 7	13770	1020	385560	
33	31 6	31 6 7	13770	1020	371790	
34	31 7	31 7 7	13770	1020	358020	
35	31 8	31 8 7	13770	1020	344250	
36	31 9	31 9 7	13770	1020	330480	
37	31 10	31 10 7	13770	1020	316710	
38	31 11	31 11 7	13770	1020	302940	
39	31 12	31 12 7	13770	1020	289170	
40	32 1	32 1 7	13770	1020	275400	
41	32 2	32 2 7	13770	1020	261630	
42	32 3	32 3 7	13770	1020	247860	
お支払合計			826200	61200		

(備考) 1. 消費税は現行税率に基づき計算しております。税率が変更された場合には消費税額が変更されることがあります。
2. お支払後残高には前払リース料を含みません。

3. 口座振替の場合、お支払日の前日までに指定金融機関口座にご入金下さい。お支払日が休日の場合、末日振替は前日、それ以外は翌営業日振替と致しませ

お支払一覧表

平成 29 年 4 月 20 日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

殿

平素格別のお引立に預かり誠にありがとうございます。
このたびのご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げますので、
お支払の程宜しくお願い申し上げます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	372,000 円
物件名	VK23L/X-T Win1 0Pro (64ビット)	消費税等額	29,760 円
		お支払総額	401,760 円
ご契約期間	平成 29 年 4 月 3 日より 60 ヶ月間	内、前払	円
		リース料 (最終月より ヶ月分)	円
		内、頭金	円

お支払方法	
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代 表 渡辺 有子

◎ 独立系信用保証株式会社
法人事業本部 信用保証課
〒950-0087 新潟県新潟市中央区
東大通1-3-8
TEL 025-241-2900

回数	対象月 年:月	お支払日 年:月:日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税等を含みます)	摘要
25		31: 5: 7	6696	496	227664	
26		31: 6: 7	6696	496	220968	
27		31: 7: 7	6696	496	214272	
28		31: 8: 7	6696	496	207576	
29		31: 9: 7	6696	496	200880	
30		31: 10: 7	6696	496	194184	

回数	対象月 年:月	お支払日 年:月:日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税等を含みます)	摘要
31		31: 11: 7	6696	496	187488	
32		31: 12: 7	6696	496	180792	
33		32: 1: 7	6696	496	174096	
34		32: 2: 7	6696	496	167400	
35		32: 3: 7	6696	496	160704	

お支払合計			401,760	29,760		
-------	--	--	---------	--------	--	--

(備考) 1. 消費税等額は現行税率に基づき計算しております。税率が変更された
場合には消費税等額が変更されることがあります。
2. 「お支払後残高」には、消費税等を含み前払リース料を含みません。

3. 口座振替の場合、お支払日の前日までに指定金融機関口座にご入金下さ
尚、お支払日が休日の場合は末日振替は前営業日、それ以外は翌営業日振替と致し

お支払一覧表

平成 30 年 12 月 20 日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

殿

平素格別のお引立に預かり誠にありがとうございます。
このたびのご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げますので
お支払の程宜しくお願い申し上げます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	180,000円
		消費税等額	14,400円
物件名	VersaPro タイプVF	お支払総額	194,400円
ご契約期間	平成 30 年 12 月 1 日より 60ヶ月間	内、前払	円
		リース料 (最終月より)	ヶ月分
		内、頭金	円

お支払方法	
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代 表 渡辺 有子

◎ 日立千代田支店株式会社
法人事業本部 新潟市支店
〒950-0087 新潟市東区
東大通1-3-8
TEL: 025-241-2900

回数	対象月 年:月	お支払日 年:月:日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税等を含みます)	摘要
6	31: 5	31: 5: 7	3240	240	174960	
7	31: 6	31: 6: 7	3240	240	171720	
8	31: 7	31: 7: 7	3240	240	168480	
9	31: 8	31: 8: 7	3240	240	165240	
10	31: 9	31: 9: 7	3240	240	162000	
11	31: 10	31: 10: 7	3240	240	158760	
12	31: 11	31: 11: 7	3240	240	155520	
13	31: 12	31: 12: 7	3240	240	152280	
14	32: 1	32: 1: 7	3240	240	149040	
15	32: 2	32: 2: 7	3240	240	145800	
16	32: 3	32: 3: 7	3240	240	142560	

回数	対象月 年:月	お支払日 年:月:日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税等を含みます)	摘要
お支払合計						
			194400	14400		

(備考) 1. 消費税等額は現行税率に基づき計算しております。税率が変更された
場合には消費税等額が変更されることがあります。
2. 「お支払後残高」には、消費税等を含み前払リース料を含みません。

3. 口座振替の場合、お支払日の前日までに指定金融機関口座にご入金ください。
なお、お支払日が休日の場合は末日振替は前営業日、それ以外は翌営業日振替となります。

リース契約書

2015年5月19日

契約番号



借 借 人(甲) 新潟市中央区学校町通(新潟市) [Redacted]
日本共産党新潟市議会議員団 [Redacted]
新潟市学校町通1番町602番地1 [Redacted]
新潟市議 [Redacted]
TEL (025) 226-3125 [Redacted]

代表 渡辺有子 [Redacted]

連 帯 保 証 人

印

連 帯 保 証 人

印

借 貸 人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 三浦和哉

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区

東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店 [Redacted]

支店長 [Redacted]

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲、乙および連帯保証人が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約条項	契 約 事 項			
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式	数 量		
(1)	第1条	NEC 製 VK20E/AN-K 飯塚 PC-VK20EANDK MS 製 Office Personal 2013	1式 1式		
(2)	第1条	売 主	CEC新潟情報サービス株式会社		
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2015年 5月14日)		
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60 ヶ月		
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0 ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)		
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月	リース料 消費税等 3,050円 244円	
			額	代理受領	
			-	合 計 額	3,294円
			-	初 回 金	3,294円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替		
(8)	第3条	保守契約先	CEC新潟情報サービス株式会社		
(9)	第14条	保険契約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。		
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 183,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 遞減月額 3,050円		
(11)	第24条	再リース料	年 額 3,660円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)		
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 197,640円 (内消費税等総額 14,640円)			

A

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとします。
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を守り善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保持するように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別紙(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおりに前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
 1. 物件を他の動産または不動産に附着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に附着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に附着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。
- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲および連帯保証人は個人であると団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自ら及びそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲および連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとします。
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負いません。

第11条(通知事項)

- ① 甲または連帯保証人は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
 1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲および連帯保証人は乙から要求があった場合、営業報告書ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。
- ④ 甲等は、前条に違反し、またはおそれのあることが判明した場合には乙にただちに通知するものとし、乙が行う調査に協力するものとします。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合は、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
 1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙

に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選別または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面にて請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、諸税の滞納処分若しくは保金差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
 6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
 7. 連帯保証人が第3号から第5号までのいずれかに該当した場合において、乙が相当と認める連帯保証人を追加しなかったとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の逓減月額を1ヵ月ごとに逓減する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出

終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえ、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分しに要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(連帯保証人)

- ① 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する債務を連帯保証します。なお、この契約の各条項は連帯保証人にも準用することを承諾します。
- ② 連帯保証人は、代位により取得する権利を乙の甲に対する債権が残存するがぎり行使せず、その権利または順位を無償で乙へ譲渡し、乙が他の担保・保証を変更・解除しても免責を主張しないものとします。

第27条(再振替費用及び集金費用等)

- ① 甲は、支払債務の履行方法を金融機関の預金口座による自動振替に定めた場合、当該債務の履行を遅延したために乙が金融機関へ再度口座振替(以下「再振替」という)を依頼したときは振替手続回数一回につき500円(消費税等別途)を、また当該再振替による支払いができないとき等、振込手続のための督促を受けた場合、乙の督促手続回数一回につき500円(消費税等別途)を、それぞれ別に乙へ支払います。
- ② 乙は、甲が前項の再振替による支払いを連続3回以上行わないときは、残債務を含めて支払方法を自動振替から振込に変更できるものとします。この場合、甲は振込手続回数一回につき500円(消費税等別途)を乙へ支払います。
- ③ 甲は、支払債務の履行遅延等甲の責に帰す理由で、乙から支払債務の集金のための訪問を受けた場合、訪問回数一回につき2,000円(消費税等別途)を別に支払います。
- ④ 甲が乙に支払う費用等について新たに公租公課が課された場合、または、公租公課(消費税等を含む)が変更された場合は、甲は、当該公租公課額または当該増額分を負担します。

第28条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充當することができ、甲はその充當に対して異議を述べません。

第29条(公正証書)

甲および連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾事項を付した公正証書とします。

第30条(合意管轄)

甲、乙および連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第31条(輸出等の措置)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
 1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第32条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

リース契約書

2015年6月11日

契約番号



借 入 人(甲) 日本共産党新潟市議会議員団
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市議会内
TEL(025)226-3450

代表 渡辺有子

印

連 帯 保 証 人

印

連 帯 保 証 人

印

賃 貸 人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 三 浦 和 哉

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区

東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長



上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲、乙および連帯保証人が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約 条項	契 約 事 項			
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式	数 量		
(1)	第1条	NEC 製 VK-25L/X-M 渡辺、平 PC-VK25LXZDM MS 製 OfficePersonal2013	2式 2式		
(2)	第1条	売 主	CEC新潟情報サービス株式会社		
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2015年 6月 4日)		
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月		
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)		
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月	リース料 消費税等	7,400円
			代理 受領		592円
			合 計 額		7,992円
			初 回 金		7,992円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替		
(8)	第3条	保守契約先	CEC新潟情報サービス株式会社		
(9)	第14条	保険契約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。		
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 444,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 遁減月額 7,400円		
(11)	第24条	再リース料	年 額 8,880円 (消費税等・代理受領金額は 別途申し受けます。)		
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 479,520円 (内消費税等総額 35,520円)			

A

に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、甲は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、諸税の滞納処分若しくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
 6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
 7. 連帯保証人が第3号から第5号までのいずれかに該当した場合において、乙が相当と認める連帯保証人を追加しなかったとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の通減月額を1ヵ月ごとに通減する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の

終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認められたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(連帯保証人)

- ① 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する債務を連帯保証します。なお、この契約の各条項は連帯保証人にも準用することを承諾します。
- ② 連帯保証人は、代位により取得する権利を乙の甲に対する債権が残存するがぎり行使せず、その権利または順位を無償で乙へ譲渡し、乙が他の担保・保証を変更・解除しても免責を主張しないものとします。

第27条(再振替費用及び集金費用等)

- ① 甲は、支払債務の履行方法を金融機関の預金口座による自動振替に定めた場合、当該債務の履行を遅延したために乙が金融機関へ再度口座振替(以下「再振替」という)を依頼したときは振替手続回数一回につき500円(消費税等別途)を、また当該再振替による支払いができないうえ、振込手続のための督促を受けた場合、乙の督促手続回数一回につき500円(消費税等別途)を、それぞれ別に乙へ支払います。
- ② 乙は、甲が前項の再振替による支払いを連続3回以上行わないときは、残債務を含めて支払方法を自動振替から振込に変更できるものとします。この場合、甲は振込手続回数一回につき500円(消費税等別途)を乙へ支払います。
- ③ 甲は、支払債務の履行遅延等甲の責に帰する理由で、乙から支払債務の集金のための訪問を受けた場合、訪問回数一回につき2,000円(消費税等別途)を別に支払います。
- ④ 甲が乙に支払う費用等について新たに公租公課が課された場合、または、公租公課(消費税等を含む)が変更された場合は、甲は、当該公租公課または当該増額分を負担します。

第28条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が相当と認める順序および方法により充当することができ、甲はその充当に対して異議を述べません。

第29条(公正証書)

甲および連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第30条(合意管轄)

甲、乙および連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第31条(輸出等の措置)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
 1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米回輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第32条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

リース契約書

2016年4月1日

契約番号



〒

賃借人(甲) 日本共産党新潟市議会議員団
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市議会内
TEL(025)226-3450

代表 渡辺有子

賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 三浦和哉

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区

東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約条項	契 約 事 項			
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式		数 量	
(1)	第1条	NEC 製 VK25L/X-N Win7 五ヶ歳、 ^社 _倉 ^茂 _倉 PC-VK25LXZDN NEC 製 VK25L/X-N Win10 倉茂 PC-VK25LXZGN MS 製 Office Personal 2013		2式 1式 3式	
(2)	第1条	売 主	CEC新潟情報サービス株式会社		
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2016年 4月 1日)		
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60 ヶ月		
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0 ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)		
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月	リ ー ス 料 消 費 税 等	11,000円 880円
			額	代 理 受 領	
			合 計 額		11,880円
			初 回 金		11,880円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支 払 日 7日 (毎月) 支 払 方 法 自動振替		
(8)	第3条	保守契約先	CEC新潟情報サービス株式会社		
(9)	第14条	保 険 契 約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。		
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 660,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 通減月額 11,000円		
(11)	第24条	再リース料	年 額 13,200円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。) リース料及び消費税等総額 712,800円 (内消費税等総額 52,800円)		
(12)	特約事項				

B

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しのとしまで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとし、
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
 1. 物件を他の動産または不動産に附着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転賃すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に附着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に附着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であると団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとし、
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
 1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、営業報告書ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。
- ④ 甲等は、前条に違反し、またはおそれのあることが判明した場合には乙にただちに通知するものとし、乙が行う調査に協力するものとします。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国

外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。

- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
 1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を早く譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額を受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、滞り納の滞り納処分若しくは保金差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたととき。

- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減額月額を1ヵ月ごとに減算する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終結の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。
なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)

① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。

1. 輸出するとき。
2. 海外に持ち出すとき。
3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。

② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

リース契約書

2016年10月 / 日

契約番号

賃借人(甲)

日本共産党新潟市議会議員団
新潟市中央区学校町通1番町602番地
新潟市議会内
TEL(025)226-3450

代表 渡辺 有子

賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 川部 誠治

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区

東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約 条項	契 約 事 項			
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式		数 量	
(1)	第1条	東芝 製 e-STUDIO 3505AC 複合機 FC-3505AC-JPD		1式	
(2)	第1条	売 主	CEC新潟情報サービス株式会社		
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2016年10月1日)		
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月		
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)		
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月	リース料 消費税等	12,750円 1,020円
			額	代 理 受 領	
			合 計 額		13,770円
			初 回 金		13,770円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替		
(8)	第3条	保守契約先	CEC新潟情報サービス株式会社		
(9)	第14条	保険契約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。		
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 765,000円 遞減月額 12,750円	(消費税等は別途申し受けます。)	
(11)	第24条	再リース料	年 額 15,300円	(消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)	
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 826,200円 (内消費税等総額 61,200円)			

B

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとし、
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

- ① リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

- ① 甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとし、
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
 1. 物件を他の動産または不動産に付着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修補または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

- ① 乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であると団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員若しくは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとし、
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
 1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、営業報告書ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。
- ④ 甲は、前条に違反し、またはおそれのあることが判明した場合には乙にただちに通知するものとし、乙が行う調査に協力するものとします。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

- ① 甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国

- 外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料金額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、滞納の滞納処分若しくは保金差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。
- 第20条(契約解除)
- 甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減額月額を1ヵ月ごとに減減する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。

なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
 1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

リース契約書

2017年4月3日

契約番号



賃借人(甲)

日本共産党新潟市議会議員団
新潟市中央区学校町通1番町602番地
新潟市議会内
TEL(025)226-3456

代表 渡辺有子

賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 川部 誠 治

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区
東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約 条項	契 約 事 項		
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式	数 量	
(1)	第1条	<p style="text-align: center;">NEC 製 政府活動補助員用 VK23L/X-T Win10Pro (64ビット) PC-VK23LXZGT OfficePersonal2016 アイ・オー・データ 製 4ドライブスタンダードビジネスNAS 4TB HDL4-X4</p>	<p>1式 1式 1式</p>	
(2)	第1条	売 主	CEC新潟情報サービス株式会社	
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2017年 4月 3日)	
(4)	第4条	リース 期 間	物件借受証記載の借受日より起算して 60 ヶ月	
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0 ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)	
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月	リース料 6,200円 消費税等 496円
			代 理 受 領	
			合 計 額	6,696円
			初 回 金	6,696円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替	
(8)	第3条	保守契約先	CEC新潟情報サービス株式会社	
(9)	第14条	保 険 契 約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。	
(10)	第22条	規 定 損 害 金	始期の基本額 372,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 遁減月額 6,200円	
(11)	第24条	再リース料	年 額 7,440円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)	
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 401,760円 (内消費税等総額 29,760円) 第5条(リース料および支払方法)の定めについて、「借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、」を「別表(6)記載の初回金を、借受日の属する月の末日までに振込で支払い、または借受日の属する月の翌月7日の第2回リース料支払日と同日に支払い、」に修正します。		

B

928

外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。

- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選定または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残りリース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、諸税の滞納処分若しくは保金差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。

② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の通減月額を1ヵ月ごとに通減する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)し、うえ、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外的事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。
- なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

リース契約書

2018年12月1日

契約番号 [REDACTED]

※

賃借人(甲) 日本共産党新潟市議会議員団
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市議会
TEL(025)226-3450

代表 渡辺有子

賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 川部 誠 治

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区

東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長 [REDACTED]

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印のうえ、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約 条項	契 約 事 項		
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式	数 量	
(1)	第1条	NEC 製 VersaPro タイプVF 風間	1式	
(2)	第1条	売 主	シーイーシー新潟情報サービス株式会社	
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2018年11月30日)	
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月	
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)	
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	リース料 消費 税 等	3,000円
			月	240円
			代 理 受 領	
			合 計 額	3,240円
			初 回 金	3,240円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替	
(8)	第3条	保守契約先	シーイーシー新潟情報サービス株式会社	
(9)	第14条	保 険 契 約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。	
(10)	第22条	規 定 損 害 金	始期の基本額 180,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 逦減月額 3,000円	
(11)	第24条	再リース料	年 額 3,600円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)	
(12)	特 約 事 項	リース料及び消費税等総額 194,400円 (内消費税等総額 14,400円)		

B

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとし、
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、売主は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとし、
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
 1. 物件を他の動産または不動産に付着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
- ③ この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ④ 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ⑤ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に付合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であると団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与などの関与をしていると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとし、
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
 1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着したまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、事業報告ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙

に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。

- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管もしくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払がなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払を1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手もしくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払を停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立て、諸税の滞納処分もしくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生もしくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止もしくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
 6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の通減月額を1ヵ月ごとに通減する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択できるものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了ごとに同様とします。
- ③ 前2項にかかわらず、乙が再リースしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)



- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
 1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。

- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	2		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年6月1日 から 令和元年6月30日				
支出年月日	令和元年6月7日				
支 出 金 額	21,456 円				
支 出 先	日立キャピタル(株)				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 6月分リース料				
備 考	会派控室用(3294+7992+11880×2/3+13770+6696+3240)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日付	摘要(お客様メモ)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
178					
179					
180					
181					
182					
183	01-06-07ヒタキPE°ナル	46,872			
184					
185					
186					
187					
188					
189					
190					
191					
192					

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



支 出 伝 票


会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	3		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年5月2日 から 令和元年5月31日				
支出年月日	令和元年6月14日				
支 出 金 額	17,971 円				
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金5月分、ウイルス対策ソフト更新料(7台分)				
備 考	(15000×30/31+3817×30/31+20400×7/8×309/366(5/28~3/31))×1.08×1/2				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機 ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日 付	店 番	機 番・通 番	
01-06-14	280	37	002959
銀行番号	支店番号	口座番号	
お 取 引		お 取 引 金 額	
お 振 込		¥42,354	
借 入	借 入	借 入	借 入
4	3		
硬 貨	お づ り	¥853	
		残高(=はお借入残高を表わします)	
10-35			
ホクギンからのご案内またはお振込内容			
 サイソーニカ タン ヨウホウサービ ス. カ 様 エホンキヨウサントウニカ タンギ カイキ イン タン 電話番号 025-226-3450			

裏面のご案内もご覧ください。



印紙税申告書
付につき長岡
市役所

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2019年 5月 31日 帳 082000

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様



CEC新潟情報サービスセンター
〒950-0913 新潟市中央区大倉
TEL. 025-243-5101 FAX

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
ごさいます。
下記のとおり御請求申し上げます。

(025-228-3450)

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	当月御買上合計	備考
			39,217	3,137	42,354	42,354

日	付	伝票No	取引	品名	規格他/入金額	数	単価	御買上額	備考
19	5	20	00546234	売上	5月分 FC/17-環境味*ト	1	15,000	15,000	
19	5	24	00547931	売上	外資料産(5月分)	1	3,817	3,817	
19	5	28	00547989	売上	ES/ET Endpoint Pro Std 企業 8-24 更新費用 外資消費税等計	8	2,550	20,400	
									9,127

システムサポート契約書

日本共産党 新潟市議会議員団（以下甲という。）とＣＥＣ新潟情報サービス株式会社（以下乙という。）とは、甲の情報処理システムのシステムサポートに関して、次の通り契約を締結する。

契約要綱

1. 対象システム

PCネットワーク環境サポート

2. 納入及び稼働場所

新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団

3. 契約金額

- | | |
|----------|------------|
| (1) 基本料金 | 月額 15,000円 |
| (2) 消費税額 | 月額 1,200円 |

4. 本契約の発効日 平成29年 4月 1日

第1条 (目的)

甲は、本契約に定める条件に従って、第2条に定めるシステムサポート（以下SEサポートという。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (SEサポートの範囲)

本契約に基づき乙が甲に提供するSEサポートの範囲は、頭書記載の契約要綱（以下要綱という。）1に定める対象システムに関する次の業務とする。

- (1) ネットワーク障害調査
インターネット、メール接続障害対応
- (2) 運用サポート
電話相談、障害窓口、調査、報告
- (3) ウイルス対策ソフト更新サポート
各PCの定期的なウイルス対策ソフトの更新作業

第3条 (SEサポートの実施)

乙のSEサポートは甲の依頼に応じ、現地作業あるいは遠隔操作にて、これを甲に提供するものとする。ただし、前条各号における訪問回数は別表1の通りとする。

第4条 (対象ハードウェア)

乙のSEサポートは甲の依頼により乙が確認した別表2の対象ハードウェアに限るものとする。

第5条 (作業時間帯)

乙によるSEサポート実施の曜日及び時間帯は、次に定める通りとする。ただし、国民

の祝休日及び乙の定める休日（以下休日と総称する。）を除く。

(1) 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで。

2. 甲及び乙が重要度、緊急度が大きいと判断した場合は、乙は前項の時間帯外であっても速やかに技術員を派遣しSEサポートを実施する。この場合、別表3に定める特別有償料金を甲は乙に別途支払うものとする。

第6条 (消費税)

甲は頭書記載の本件保守に係わる消費税額に相当する金額（以下本件消費税額という。）を乙に支払うものとする。

- 2 本件消費税額は、将来において消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
- 3 甲は、本件消費税額その他、第5条に定める費用に課税される消費税に相当する額を乙に支払うものとする。

第7条 (対価の支払い)

乙は、発効日より毎月末日に頭書記載の保守料金および本件消費税額を甲に請求するものとし、甲は翌月末日までに現金で請求額を乙に支払うものとする。但し、請求行為を乙が代行会社に委託した場合、甲は代行会社との契約により、その請求額を代行会社に支払うものとする。

- 2 特別有償料金については、作業の都度、乙は甲に請求し、甲は請求月の翌月末までに現金で乙に支払うものとする。
- 3 本契約が理由の如何を問わず期間満了前に終了した場合であっても、代金等は一切減額されないものとする。

第8条 (代金等の変更)

対象システム及び対象ハードウェアに変更又は追加がなされ、乙が代金等の変更を必要と認める場合には、甲はこれに応じるものとし、当該変更後の金額については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。この場合、対象ハードウェアの変更及び追加そのものに伴うSE作業費用は本契約に含まれないものとする。

第9条 (責任の制限)

乙は誠意をもってSEサポートを実施するものとする。ただし、乙は、SEサポートにより一定の成果が得られることを保証するものでなく、また、対象システムの障害に起因して甲に生じた損害については、一切その責を負わないものとする。

- 2 本契約に基づき乙が甲に対して損害賠償債務を負担する場合、乙の損害賠償の総額は、本契約に基づき乙が甲から受領した金額を上限とする。

第10条 (秘密保持)

甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上の秘密を、本契約の有効期間中及びその終了後も第三者に漏洩しないものとする。

第11条 (解除)

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、ただちに本契約を解除し、かつ、損害賠償を請求することができるものとする。

- (1) 本契約条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、又は整理、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら整理、和議、会社更生手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき
- (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払い停止状態に至ったとき
- (4) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき

2 甲は前項各号のいずれかに該当した時は、当然に期限の利益を失い、料金その他の乙に対する一切の責務を直ちに現金にて乙に支払うものとする。

第12条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団である事
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められる事
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められる事
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められる事
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものである事

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- (1) 第1項に違反した時
- (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をした時
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これ

を賠償する責を負わないものとする。但し、本契約解除時点で発生している料金その他の乙に対する一切の責務については、直ちに現金にて乙に支払うものとする。

第13条 (有効期限)

本契約の有効期限は、要綱4の本契約の発効日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から何らの意思表示がない場合は、更に1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとする。

第14条 (協議)

本契約に定めのない事項及び本契約条項中疑義の生じた事項については、甲乙別途協議の上決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、原本を甲、写しを乙が保有する。

平成27年 8 月 / 日

甲 日本共産党新潟市議会議員
新潟市中央区学校町通1番町602番地
新潟市議会内
TEL(025)226-3450
代表 渡辺 存子

乙 新潟市中央区 2 丁目 10 番 6 号
CEC新潟情報システム株式会社
取締役社長 衛

別表1

作業内容	年間の限度	備考
ネットワーク障害調査 インターネット、メール接続障害対応	年4回まで	
運用サポート 電話相談、障害窓口、調査、報告	限度は設けません	P.C再セットアップについては別途有償
ウイルス対策ソフト更新サポート 各P.Cの定期的なウイルス対策ソフトの更新作業	限度は設けません	

別表2 対象ハードウェア

システム名称	品名	型名	数量	設置場所
PCネットワーク 環境サポート	ノートPC	PC-VK20EANDK	1	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団
PCネットワーク 環境サポート	ノートPC	PC-VK25LXZDM	4	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団
PCネットワーク 環境サポート	ノートPC	PC-VK25LXZGN	1	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団
PCネットワーク 環境サポート	ノートPC	PC-VK23LXZGT	1	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団
PCネットワーク 環境サポート	複合機	e-STUDIO 3505AG	1	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団
PCネットワーク 環境サポート	NAS、USB 接続HDD	HDL4-X4、 HDJA-UT2.0	1	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団

別表3 特別有償料金

規定時間帯外の作業については、1時間当り下記料金を適用する。

時間帯	昼間	早朝、夜間
	午前8時30分～午後5時30分	左記以外
月曜～金曜		6,500円(税抜)
土曜、日曜、国民の祝祭日 及び乙の定める休日	6,500円(税抜)	7,500円(税抜)

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	4		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年6月5日				
支出年月日	令和元年6月19日				
支出金額	2,052 円				
支出先	有限会社立川				
使途内容	コピー用紙購入代				
備 考	4,104 円 × 1/2 = 2,052 円				

領収書貼付欄 (事務所費)

領 収 証

共産党議員団 様

No. _____

金額									
				4	1	0	5	2	-

内訳

現金 _____

小切手 _____

手形 _____

消費税額等 (%) _____

コウヨ ウケ-600

但 2000 用紙購入代 6/5分

1 年 6 月 19 日 上記正に領収いたしました

新潟市西区桑原南通2丁目5番10号

有限会社立川

代表取締役 立川 隆

TEL 230-3077 FAX 230-3078

収 入
印 紙

係印

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

領収書貼付用紙


納品欄		1 6 5 100061223 (1/1)	
納品名		立川	
納品種別		立川	
納品数量		3300	
納品単価		500	
納品合計金額		1650	
納品消費税		500	
納品合計金額		304	
納品消費税		4104	

納品名	数量	単位	金額
コピー用紙 KW-A4	2	箱	1650
コピー用紙 KW-B4	1	包	500
納品合計金額	3800		
納品消費税	804		
納品合計金額	4604		

立川 立川
 代表取締役 立川 隆
 〒950-2053
 新潟市西区 寺尾 前通 2-5-10
 TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078

※重ならぬ

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	5		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年6月1日 から 令和元年6月30日				
支出年月日	令和元年7月3日				
支出金額	11,683 円				
支出先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金6月分				
備 考	振込手数料108円を含む $23,366 \text{ 円} \times 1/2 = 11,683 \text{ 円}$				

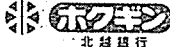
領収書貼付欄

(事務所費)

**ホクギン現金自動預入引出機
ご利用明細票**

いつもご利用いただきありがとうございます。なおお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日 付	店 番	機番・通番
01-07-03	280	37 006264
銀行番号	支店番号	口座番号
お 取 引	お 取 引 金 額	
お 振 込	¥23,258	
高 3 階	高	手数料 ¥108
		おつり ¥6,634
13-11	残高(ーはお借入残高を表します)	
ホクギンからのご案内またはお振込内容		
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>		
ヲイソニイカタンヨウホウサービスカ 様 ホンキヨウサントウイカタンギカイギン 様 電話番号 025-226-3450		
※裏面のご案内もご確認ください。		



10699

北越銀行

印紙税申告前
付につき長岡
市税課

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2019年 8月 30日 No. 091038

〒951-8126

新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様

(025-228-3450)



CEG新潟情報サービスセンター

〒950-0913 新潟市中央区録



TEL 025-243-5101 FAX

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
 下記のとおり御請求申し上げます。

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	当月御買上合計
42,354			21,535	1,723	23,258

日	伝票№	取引	商	品	名	規格他/入金額	数	量	単	価	御買上額	備	考
19	6 20	00548183	売上	6月分	PCネットが環境林-ト		1			15,000	15,000		
19	6 27	00550225	売上	6月分	ファージ料金(6月分)		1			6,535	6,535		
					外税消費税等計					1,723	1,723		

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	6		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年5月2日 から 令和元年5月31日				
支出年月日	令和元年7月5日				
支 出 金 額	3,113 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	FAX代等5月分電話代				
備 考	会派控室用6,434円×30/31×1/2=3,113円 6,226 円 × 1/2 = 3,113 円				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日本共産党 新潟市議団
代表 渡辺 有子

様

日	付	摘要(お客様メモ)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
181						
182						
183						
184						
185						
186		01-07-05 電話料		6,434		
187						
188						
189						
190						
191						
192						

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 NTT東日本ご利用分			
6,434	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリーS) 5月1日～5月31日: お客さまご請求	合算
	-700	にほんブログ村 割引料 2021年02月～2021年03月以外の解約は解約金がかかります	合算
	500	リモートサポートサービス料金 5月1日～5月31日	合算
	500	ひかり電話(基本料) 5月1日～5月31日	合算
	456	ひかり電話(通話料) 5月1日～5月31日	合算
	2	ユニバーサルサービス料 5月1日～5月31日	合算
	476	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×8%	合算
合計	6,434	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2019年 6月ご請求分	2019年 7月 5日(金)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,434円	


※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの取用(番号別)が公表されています。
 ※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています(料金問合せ受付時間)午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます)
 (ひかり電話ご利用のお客様へ)ご利用の電話番号は本内訳書「ひかり電話(基本料)」のご利用期間等のお知らせ欄に表示されます。

バラバラのご請求を **おまとめ請求** でひとつに!

Web **おまとめ請求**

お電話 **0800-333-1000** (受付時間: 午前9時～午後5時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く))



お知らせ

[NTTファイナンスからのお知らせ]
 NTTグループ各社ご請求金額
 NTT東日本分ご請求額 6,434円
 (合計) 6,434円 (詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。)

NTTファイナンスからのお知らせ
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

NTT東日本から「にほんブログ村」をご利用のお客さまへのお知らせ
 内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。内訳にない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金」(月建て向けサービスの場合)9,500円(税抜) ※集合住宅向けサービス、フレッツ公式HP (<https://flets.com/custome>)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748
 ご請求先氏名(CUSTOMER NAME) 日本共産党新潟市議会議員団 様



下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2019年 6月20日発行)

2019年 5月ご請求分 (2019年 6月 5日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,434円
金融機関名 (BANK NAME)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	7		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年7月1日 から 令和元年7月31日				
支出年月日	令和元年7月8日				
支 出 金 額	21,456 円				
支 出 先	日立キャピタル(株)				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 7月分リース料				
備 考	会派控室用(3294+7992+11880×2/3+13770+6696+3240)×1/2				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日	付	摘要(お客様メモ)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
181						
182						
183						
184						
185						
186						
187		01-07-08ヒナギキカレ。列		46,872		
188						
189						
190						
191						
192						

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	8		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年7月1日 から 令和元年7月31日				
支出年月日	令和元年8月2日				
支 出 金 額	13,692 円				
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金7月分				
備 考	振込手数料108円を含む $27,384 \text{ 円} \times 1/2 = 13,692 \text{ 円}$				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機 ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ご利用いただいた
きまじら明細は下記のとおりでございます。ご不明な点ございましたら、
お気軽にお問い合わせください。

日 付	店 番	機 番・通 番	
01-08-02	28037	000707	
銀行番号	支店番号	口 座 番 号	
お 取 引		お 取 引 金 額	
お 振 込		¥27,276	
西 3 日	店	手数料	¥108
		お つ り	¥2,616
残高(←はお借入残高を表わします)			
13-51			
ホクギンからのご案内またはお振込内容			
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> シーシーエイカ タン ヨウホウサービ ス カ 様 ホンキヨウサントウミカ タシギ カイギ イン 様 電話番号 025-226-3450			
裏面のご案内もご覧ください。			

印紙税申告納
付につき長同

10699

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2019年 7月 31日 No. 100027

〒951-8128

新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様

(025-228-3450)





CEC新潟情報センター
〒950-0913 新潟市中央区鏡
TEL 025-243-5101 FAX

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます
下記のとおり御請求申し上げます。

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	当月御買上合計
23,258			25,256	2,020	27,276

日	付	伝	票	No.	取引	商	品	名	規	格	他	/	入	金	額	数	量	単	価	御	買	上	額	備	考
19	7/20	00549926	売上					7月分 PC初回環境球							15,000	1							15,000		
19	7/29	00551977	売上					ファジ料金(7月分)						10,256	1								10,256		
								外税消費税等計						2,020									2,020		

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	9		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年6月1日 から 令和元年6月30日				
支出年月日	令和元年8月5日				
支出金額	3,070 円				
支出先	NTTファイナンス株式会社				
使途内容	FAX代等6月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,140 \text{ 円} \times 1/2 = 3,070 \text{ 円}$				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日本共産党 新潟市議団
代表 渡辺 有子

様

日	付	摘要(お客様メモ)	お支払金額	お預り金額	差引残高	記号
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
181						
182						
183						
184						
185						
186						
187						
188						
189	01-08-05	電話料	6.140			
190						
191						
192						

料金後納
郵便

951-81216
新潟市中央区学校町通1番町602-1

新潟市役所本館
日本共産党新潟市議会議員団 様



019072503058040675

重要
Important

親展
Confidential



口座振替のご案内(東日本ご利用分)

印画、NTTファイナンスをご利用いただきありがとうございます。

発行年月日 2019年 7月 22日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社

料金センター
お問合せ先 0800-3330111 (無料)

[送付先]
〒983 仙台市宮城野区原町6丁目、日本
-8691 郵便局 仙台郵便局私箱8号

社印 J300B1391002 04668 04668 00 D 19070400D

ここから、①の順にゆつくりお読みください。
※お読み直しの際は、②の順にゆつくりお読みください。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 (TA)
◆223号223号7748 NTT東日本ご利用分	6,140		
	5,200	フレックス光利用料 (N-フレックス) 6月1日～6月30日	
	700	2021年02月～2021年03月 の解約料(前月の解約料)	
	500	リモートサポートサービス料 6月1日～6月30日	
	500	ひかり電話(夜間料) 6月1日～6月30日	
	184	ひかり電話(昼間料) 6月1日～6月30日	
	2	ひかり電話(基本料) 6月1日～6月30日	
	454	請求料(消費税(含)) 合計請求額×8%	
◇合計	6,140	合計	

領収書貼付用紙

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金額取証
(東日本ご利用分)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER) 025-223-7748
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
日本共産党新都市圏会議員 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年 7月22日発行)

2019年 7月ご請求分	(2019年 7月 5日振替)
領収金額(Amount Received)	6,140円
金融機関名 (INSTITUTION)	
口座番号 (ACCOUNT)	

印紙税申告納付につき 芝 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2019年 7月ご請求分	2019年 8月15日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)		6,140円

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から提供して15日後に再度振替させていただきます。

[NTTファイナンスからのお知らせ]
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT東日本ご請求額 (合計) 6,140円

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。
*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求
内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新され、24ヶ月です。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望
されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金
[戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)]がかかります。詳しくは
フレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

J300B1391002 04668 04668 00 D

※重ならないように貼付してください。

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	10	
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費			
実施年月日	令和元年8月1日 から 令和元年8月31日			
支出年月日	令和元年9月4日			
支出金額	10,824 円			
支出先	CEC新潟情報サービス株式会社			
使途内容	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金8月分			
備 考	振込手数料108円を含む $21,649 \text{ 円} \times 1/2 = 10,824 \text{ 円}$			

領収書貼付欄

(事務所費)

**ホクギン現金自動預入引出機
ご利用明細票**

いつもご利用いただきありがとうございます。ぜひお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日 付	01=09=04	店 番	280 37	機番・通番	005209
銀行番号	支店番号	口座番号			
お取引	お取引金額				
お振込	¥21,541				
手数料	¥108				
おつり	¥351				
残高	11=14				
残高(=はお借入残高を変わします)					
ホクギンからのご案内またはお振込内容					
ソーセイニイカタンヨクホウサービス 様 ホンキョウサントウニイカタンキカイイン 様 電話番号 025-226-3450					

裏面のご案内もご覧ください。

印紙税申告納付につき長岡

10699

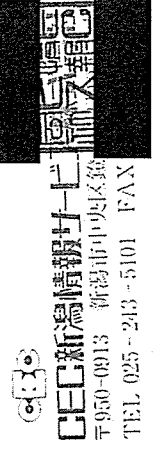
※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

1
2019年 8月 31日 No. 109034

請求書

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1
日本共産党新潟市議会議員団 様





毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
下記のとおり御請求申し上げます。

(025-228-3450)

前月御請求額	27,276	今日御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	当月御買上合計	21,541	21,541
--------	--------	--------	-----	--------	-------	---------	--------	--------

日	付	伝	票	心	取	引	商	品	名	規	格	他	入	金	額	数	量	単	価	御	買	上	額	備	考
19	8/20	00552120	売上	8月分	PCソフト	環境林*ト									15,000	1							15,000		
19	8/30	00553914	売上	8月分	ハンズ料金	(8月分)									4,945	1							4,945		
						外税消費税等計									1,596								1,596		

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	//		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年7月1日 から 令和元年7月31日				
支出年月日	令和元年9月5日				
支 出 金 額	3,040 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	FAX代等7月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,081 \text{ 円} \times 1/2 = 3,040 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日	付	摘要(お客様用)	お支払金額	お預り金額	差引残高	記号
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
181						
182						
183						
184						
185						
186						
187						
188						
189						
190						
191						
192	01-09-05	電話料		6.081		

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



日本共産党 新潟市議団 様
 代表 渡辺 有子

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TAJ
◆025-223-7748 ◆NTT東日本ご利用分			
6,081	5,200	フレッツ光利用料 (N-ファミリーS) 7月1日～7月31日	合
	-700	にねん割 割引料 2021年02月～2021年03月以 外の解約は解約金がかかります	合
	500	リモートサポートサービス料金 7月1日～7月31日	合
	500	ひかり電話(基本料) 7月1日～7月31日	合
	128	ひかり電話(通話料) 7月1日～7月31日	合
	3	フレッツ光サービス料 7月1日～7月31日	合
	450	消費税等相当額(合計) のご請求となります。 各表示の料金合計×8%	合
◆合計	6,081	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金収納部 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2019年 8月ご請求分	2019年 9月 5日(木)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,081円	

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	025-223-7748
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	日本共産党新潟市議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年 8月21日発行)

2019年 7月ご請求分	(2019年 8月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,140円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	*****



印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,081円
 6,081円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。
 *** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。
 *** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金(戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜))がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

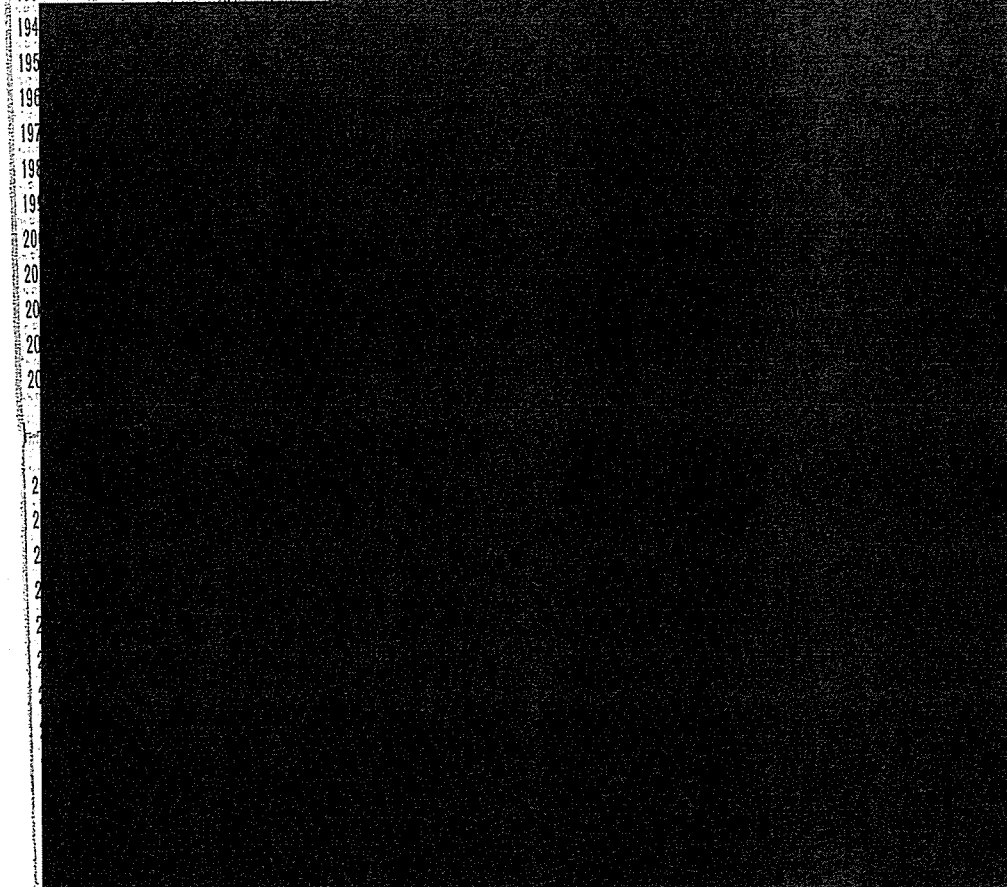
J330B1391005 32081 32081 00 D

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	12		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年9月1日 から 令和元年9月30日				
支出年月日	令和元年9月9日				
支 出 金 額	21,456 円				
支 出 先	日立キャピタル(株)				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 9月分リース料				
備 考	会派控室用(3294+7992+11880×2/3+13770+6696+3240)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日付	摘要(お客様名)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
198 01-09-09	エフエフエフ	46,872			



記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	13		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年8月1日 から 令和元年8月31日				
支出年月日	令和元年9月10日				
支 出 金 額	21,456 円				
支 出 先	日立キャピタル(株)				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 8月分リース料				
備 考	会派控室用(3294+7992+11880×2/3+13770+6696+3240)×1/2				

領収書貼付欄

(事務所費)



日立キャピタルサービス

お取引明細票



お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容			
01-09-10	281	24	N				59	振 込			
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	お取引後元帳残高
5										¥46,872	
ご案内		* お振込明細 *						0C0059			
お振込先		[Redacted]						11:37			
ご依頼人		ヒタチキャピタル(株) 様 ニホンキョウサントウエイカクダシキカイキインタツ 様 TEL [Redacted]						印紙税申告納付につき新潟 税務センター様			
		おつり ¥2,480									

各店ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。印紙税納付の必要がない場合は
 ご利用のお客様へ
 ご利用の日および随時により当行所定の手数料(含消費税)を手数料領収書のとおり
 お支払いいただいております。 ※印で消しております。
 当行のキャッシュサービスの場合は、ご利用日の決済日にお取引口座からお支払い
 裏面のご案内をあわせてご覧ください。
 いただきます。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	14		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年9月1日 から 令和元年9月30日				
支出年月日	令和元年10月2日				
支 出 金 額	16,781 円				
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金9月分				
備 考	振込手数料330円を含む $33,563 \text{ 円} \times 1/2 = 16,781 \text{ 円}$				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機 ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日 付	店 番	機番・通番
01-10-02	280-37	009321
銀行番号	支店番号	口座番号
お 取 引	お 取 引 金 額	
お振込	¥33,233	
振込手数料	¥330	
硬貨	¥600	
おつり	¥37	
14-03	残高(=はお借入残高を控えます)	
ホクギンからのご案内またはお振込内容		
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>		
ワイオンエイカ タンキ ヨウホウサービス カ 様 ホクギョウサントウエイカ タンキ カイギ イン タン 電話番号 025-226-3450		

裏面のご案内もご覧ください。



印紙税申告納
付につき同
※※※※※※※

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2019年 9月 30日 No. 118183

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様

(025-226-3450)


CEC新潟情報センター
 〒950-0913 新潟市中央区錦
 TEL 025-243-5101 FAX



毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
 下記のとおり御請求申し上げます。

*印は軽減税率適用商品 ☆印は経過措置適用商品

前月御請求額	21,541	今月御入金額	[Redacted]	繰越額	[Redacted]	消費税額等	2,462	当月御買上額	30,771	当月御買上合計	33,233
--------	--------	--------	------------	-----	------------	-------	-------	--------	--------	---------	--------

日	付	伝票No.	取引	商	品	名	規格他/入金額	数	量	単	価	御買上額	備	考
19	9/20	00554150	売上	9月分	PCネット環境林*ト				1		15,000	15,000		
19	9/30	00556663	売上	パソコン料金(9月分)					1		15,771	15,771		
				消費税	8%対象		30,771					2,462		

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	15		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年8月1日 から 令和元年8月31日				
支出年月日	令和元年10月7日				
支 出 金 額	3,062 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	FAX代等8月分電話代				
備 考	会派控室用 6,124 円 × 1/2 = 3,062 円				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日	付	摘要(お客様メモ)	お支払金額	お預り金額	差引残高	記号
193						
194						
195	01-10-07	電話料	6,124			
196						
197						
198						
199						
200						
201						
202						
203						
204						
205						
206						
207						
208						
209						
210						
211						
212						
213						
214						
215						
216						

(上記最終差引残高は通帳・繰越)

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。

日本共産党 新潟市議団 様
 代表 渡辺 有子

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TAX
◆025-223-7748 NTT東日本ご利用分			
6,124	5,200	フレッツ光利用料(NTTフレッツ光S) 8月1日～8月31日	合
	700	にねん割 割引料 2021年02月～2021年06月以内	合
	500	リモートサポートサービス料金 8月1日～8月31日	合
	500	ひかり通話(基本料) 8月1日～8月31日	合
	168	ひかり電話(通話料) 8月1日～8月31日	合
	5	フレッツ光サービス料 8月1日～8月31日	合
	453	消費税を併当額に計算 合計表示の利率合計×8%	合
合計	6,124	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2019年 9月ご請求分	2019年10月 7日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,124円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	025-223-7748
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2019年 9月20日発行)

2019年 8月ご請求分	(2019年 9月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,081円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70





郵 便 是 が 切

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT東日本分ご請求額 6,124円
 (合計) 6,124円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	16		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年10月1日 から 令和元年10月31日				
支出年月日	令和元年10月7日				
支 出 金 額	21,456 円				
支 出 先	日立キャピタル(株)				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 10月分リース料				
備 考	会派控室用(3294+7992+11880×2/3+13770+6696+3240)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。



日付	摘要(お客様メモ)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
----	-----------	-----------	-----------	----------	----

193					
194					
195					
196	01-10-07	ビタキヤビ°タ	46,872		
197					
198					
199					
200					
201					
202					
203					
204					
205					
206					
207					
208					
209					
210					
211					
212					
213					
214					
215					
216					
217					
218					
219					
220					

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	17		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年9月1日 から 令和元年9月30日				
支出年月日	令和元年11月5日				
支 出 金 額	3,070 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	FAX代等9月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,141 \text{ 円} \times 1/2 = 3,070 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

目	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	記号
---	-----------	-----------	----

193			
194			
195			
196			
197			
198			
199	01-11-05	6,141	
200			
201			
202			
203			
204			
205			
206			
207			
208			
209			
210			
211			
212			
213			
214			
215			
216			

(上記最終差引残高新通帳へ繰越)

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



内訳項目 金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	備考 (注内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。)
◆025-223-7748 NTT東日本ご利用分			
6,141	5,200	フレッツ光利用料 (N-ラファミリス)	9月1日～9月30日 基本料
	-700	におん割(割引料)	2021年02月～2021年03月以 外の期間は所定金利が適用 されます。
	500	リモートサポートサービス料金	9月1日～9月30日
	500	ひかり電話(基本料)	9月1日～9月30日
	184	ひかり電話(追加料)	9月1日～9月30日
	3	ユニバーサルサービス料	9月1日～9月30日
	454	消費税(消費税)	この請求となります。 各内訳の料金合計×8%
◇合計	6,141	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2019年10月ご請求分	2019年11月5日(火)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,141円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまぐく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
 ※NTT(東日本)請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。【料金問合せ受付時間】午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。
 (ひかり電話ご利用のお客様へ)ご利用の電話番号は本内訳書「ひかり電話(基本料)」の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます。

バラバラのご請求をおまとめ請求でひとつに!

おまとめ請求

0800-333-1000 受付時間:午前9時～午後5時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

(NTTファイナンスからのお知らせ)
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT東日本ご請求額 6,141円
 (合計) 6,141円

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合、翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「におん割」をご利用のお客さまへのお知らせ ***
 内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。されたい場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金(戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜))、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)」がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/custo>)

NTTファイナンス株式会社 口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	025-223-7748
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2019年10月21日発行)

2019年9月ご請求分	(2019年10月7日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,124円
金融機関名 BANK/BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT	*****



印紙税申告納付につき
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** フレッツ光の料金プラン「におん割」はご請求自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望がからない期間)以外でのフレッツ光の解約は解約金(戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜))がかかります。詳しくはmer/contact.html)をご確認ください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	18		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年11月1日 から 令和元年11月30日				
支出年月日	令和元年11月7日				
支 出 金 額	21,456 円				
支 出 先	日立キャピタル(株)				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 11月分リース料				
備 考	会派控室用(3294+7992+11880×2/3+13770+6696+3240)×1/2				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日付	摘要(お客様へ)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
193					
194					
195					
196					
197					
198					
199					
200	01-11-07 手数料	46,872			
201					
202					
203					
204					
205					
206					
207					
208					
209					
210					
211					
212					
213					
214					
215					
216					

(上記最終差引残高は通帳へ繰越)

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	19		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年10月1日 から 令和元年10月31日				
支出年月日	令和元年11月11日				
支出金額	17,251 円				
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金10月分				
備 考	振込手数料330円を含む $34,503 \text{ 円} \times 1/2 = 17,251 \text{ 円}$				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機
ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ご利用の取引内容が
きまらぬ場合は下記のとおりでございます。ご了承ください。

日 付	店 番	機 番	通 番
01-11-11	280-37	004604	
銀行番号	支店番号	口座番号	
お 取 引	お 取 引 金 額		
お 振 込	¥34,173		
振 込 料	¥330		
	お 当 り ¥5,497		
11-09	残高(-はお借入残高を表します)		
ホクギンからのご案内またはお振込内容			
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> シーシーエイカンゴウホウサービスカ 様 ホンキョウサントウエイカンギカイイン 様 電話番号 025-226-3450			
<small>裏面のご案内をご覧ください。</small>			

北越銀行
10699

印紙税申告納
付につき長岡
市税課印紙納

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2019年 10月 31日 No. 140931

〒951-8126

新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様

(025-226-3450)



CEC新潟情報センター
〒950-0913 新潟市中央区鏡
TEL. 025-243-5101 FAX

取引銀行

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
下記のとおり御請求申し上げます。

*印は軽減税率適用商品 ※印は経過措置適用商品

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	消費税額等	当月御買上額	当月御買上合計
33,233			3,107	31,066	34,173

日	付	伝	票	No.	取引	商	品	名	規格	他	入	金額	数	単	価	御	買	上	額	備	考
19	10	20	00555992	売上	10月分	PCネット環境球	ネット					15,000	1					15,000			
19	10	28	00557885	売上	ネット料金(10月分)	消費税						16,066	1					16,066			
											31,066							3,107			

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	20		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年6月20日				
支出年月日	令和元年11月13日				
支出金額	2,047 円				
支出先	有限会社立川				
使 途 内 容	セロテープ等事務用品				
備 考	会派控室用 4,095 円 × 1/2 = 2,047 円				

領収書貼付欄 (事務所費)

領 収 証

共産党議員団

様

No. _____

金額

千	百	十	元	角	分	厘
			2	0	4	7

 円

収 入
印 紙

内 訳

但セロテープ

現金

令和元年 11月 13日 上記正に領収いたしました

小切手

手形

消費税額等(%)

新潟市西区寺尾指通2丁目5番10号

有限会社立川

代表取締役 立川 隆

TEL 2307317 FAX 230-3078

係印

コクヨ ウケ-690

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

領収書貼付用紙

区分	受注番号	伊 前	券 上 日	伝票番号
			1年 6月 20日	100061934

有限会社 立川
 代表取締役 立川 隆
 〒950-2053
 新潟市西区 寺尾前通2-5-10
 TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078

納品書

共産党議員団 様
 上記の品目納品いたしました。対象税率は(8.0%)です。

品名	数量	単価	税抜金額	備考								
ニチバン セロナーブ CT405AP-18	1 個	1072	1072									
ペン修正液 XEZL21-W	3 個	240	720									
三栄 " XEZL61-W	3 個	240	720									
蛍光ペン 詰替 PUSR-80Y	20	64	1280									
<table border="1"> <tr> <td>税抜合計金額</td> <td>3792</td> <td>消費税率等</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>税込合計金額</td> <td>303</td> <td>税込合計金額</td> <td>4095</td> </tr> </table>			税抜合計金額	3792	消費税率等	8.0%	税込合計金額	303	税込合計金額	4095		
税抜合計金額	3792	消費税率等	8.0%									
税込合計金額	303	税込合計金額	4095									

※重ならぬ

0000

0000

0000

0000

領収書貼付用紙

区分	受取番号	年 月 日	領収番号
		1991116	100062787

立川 有限会社
 代表取締役 立川 隆
 〒950-2053
 新潟市西区寺尾前通2-5-10
 TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078

納品書

共産党議員団 様

お支払いありがとうございます。

品名	数量	単価	税額	税別金額	備考
コピー用紙 KW-A4	2箱	2000		4000	
コピー用紙 KW-A3	1包	800		800	
				4800	
税率合計金額 消費税8%				384	税込合計金額
					5184

※重ならない



4000

8000

4000

8000

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	22		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年11月11日				
支出年月日	令和元年11月13日				
支出金額	2,200 円				
支出先	有限会社立川				
使途内容	コピー用紙購入代				
備考	会派控室用 4,400 円 × 1/2 = 2,200 円				

領収書貼付欄 (事務所費)

領 収 証

共産党議員団 様

No. _____

金額	4	5	0	0	0	-	
----	---	---	---	---	---	---	--

収 入
印 紙

内 訳 _____

但 コピー用紙代

現 金 _____

令和元年 11 月 13 日 上記正に領収いたしました

小切手 _____

手 形 _____

消費税額等 (%) _____

新潟市西区千手堂通2丁目5番10号

有限会社立川
代表取締役 立川 隆
TEL 230-3077 FAX 230-3078

係印

コケヨ ウケ-690

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

領収書貼付用紙

納品番号 1111111100063413
 納品日 (1/1)

立川
 立川 隆
 代表取締役
 〒950-2053
 新潟市西区寺尾前通2-5-10
 TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078

共産党議員団 様

この領収書は、消費税は(10.0%)です。

品名	数量	単価	税別金額	消費税	税込金額														
コピー用紙 KW-A4	2箱	2000	4000	400	4400														
<table border="1"> <tr> <td>消費税等 10.0%</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>税率合計金額</td> <td>4000</td> <td>4000</td> <td>4000</td> <td>4000</td> </tr> <tr> <td>税込合計金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4400</td> </tr> </table>					消費税等 10.0%	400	400	400	400	税率合計金額	4000	4000	4000	4000	税込合計金額				4400
消費税等 10.0%	400	400	400	400															
税率合計金額	4000	4000	4000	4000															
税込合計金額				4400															

※重ならない。

4000

4000

4000

4000

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	23		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年11月12日				
支出年月日	令和元年11月13日				
支 出 金 額	4,950 円				
支 出 先	有限会社立川				
使 途 内 容	ICレコーダー購入代金				
備 考	会派控室用 9,900 円 × 1/2 = 4,950 円				
領収書貼付欄	(事務所費)				

領 収 証

共産党議員団 様 No. _____

金額	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 4 9 9 0 0 .- </div>
----	--

内 訳

現金 但 ICレコーダー

小切手 /

手 形 /

消費税額等(%)

コケヨ ウケ-690

令和元年 11月13日 上記正に領収いたしました

新潟市西区宗尾前通2丁目5番10号

有限会社 立川

代表取締役 立川 隆

TEL 230-3077 FAX 230-3078

収 入
印 紙

係印

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

領収書貼付用紙

領収書番号	11112	100063414
発行日	11月12日	
発行所	(171)	

立川 立川 立川
 有限会社 立川 立川 立川
 代表取締役 立川 隆

〒950-2053
 新潟市西区寺尾前通2-5-10
 TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078

納品書

共産党議員団 様

※領収書は10.0%の消費税を別添付しています。対象税率は(10.0%)です。

品名	数量	単価	税別金額	備考
オリンパス ICレコーダ V873	1台	9000	9000	
税別合計金額			9000	
消費税額等 10.0%			900	
税込合計金額			9900	

※重ならないよ



0000

0000

0000

0000

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	24		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年10月1日 から 令和元年10月31日				
支出年月日	令和元年12月5日				
支 出 金 額	3,220 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	FAX代等10月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,440 \text{ 円} \times 1/2 = 3,220 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日付	摘要(お客様メモ)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
193					
194					
195					
196					
197					
198					
199					
200					
201					
202	01-12-05 電話料	6,440			
203					
204					
205					
206					
207					
208					
209					
210					
211					
212					
213					
214					
215					
216					

(上記最終差引残高は通帳へ繰越)

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



日本共産党 新潟市議団 様
 代表 渡辺 有子

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748				
◇N北東日本ご利用分				
	6,440	5,200	フレッツ光利用料(N:ファミリーHS) 10月 1日~10月31日	お客さまID
		-700	にねん割-割引料 2021年02月~2021年03月以外	外の解約は解約金がかかります
		500	リモートサポートサービス料金 10月 1日~10月31日	合算
		500	ひかり電話(基本料) 10月 1日~10月31日	合算
		352	ひかり電話(通話料) 10月 1日~10月31日	合算
		3	ケーブルテレビサービス料 10月 1日~10月31日	1ヶ月分
		585	消費税相当額(合算)	のご請求となります。合算表示の料金合計×10%
◇合計	6,440	6,440	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2019年11月ご請求分	2019年12月 5日(木)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,440円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等利金領収証 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	025-223-7748
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2019年11月21日発行)

2019年10月ご請求分	(2019年11月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,141円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	*****

印紙税申告納付につき
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,440円

6,440円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客様へのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

お 客 様 へ の 便 利 郵 送

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	25		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年11月1日 から 令和元年11月30日				
支出年月日	令和元年12月5日				
支出金額	16,976 円				
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金11月分				
備 考	振込手数料330円を含む $33,952 \text{ 円} \times 1/2 = 16,976 \text{ 円}$				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機
ご利用明細票


いつもご利用いただきありがとうございます。ただしお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日 付	01-12-05	店 番	280	機番・通番	37 008390
銀行番号	支店番号	口座番号			
お 取 引		お 取 引 金 額			
お 振 込		¥33,622			
借 3 店	借 3 店	手 数 料		¥330	
硬 貨	¥1,000	お つ り	¥48		
15-14		残高(一はお借入残高を表わします)			

ホクギンからのご案内またはお振込内容

ソニー・コンピュータ・インフォメーション・サービス・カ
様
ホクニキヨウサントウニイカ・タシキ・カイギ・イン
タシキ
電話番号 025-226-3450

裏面のご案内もご覧ください。



印紙税申告書
付につき長岡

10699

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2019年 11月 30日 No. 149888

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様

(025-226-8450)



*印は軽減税率適用商品 ☆印は送料適用商品

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
下記のとおり御請求申し上げます。

前月御請求額	34,173	今月御入金額		繰越額		当月御買上額	30,565	消費税額等	3,057	当月御買上合計	33,622	33,622
--------	--------	--------	--	-----	--	--------	--------	-------	-------	---------	--------	--------

目	付伝票No.	取引	商	品	名	規格他/入金額	数	量	単	価	御買上額	備	考
191120	00558077	売上	11月分	PC用	PC用環境用商品			1		15,000	15,000		
191129	00560211	売上	11月分	料	料金(11月分)			1		15,565	15,565		
					消費税	30,565						3,057	
					10%対象								

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	26		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年12月1日 から 令和元年12月31日				
支出年月日	令和元年12月9日				
支 出 金 額	21,456 円				
支 出 先	日立キャピタル(株)				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 12月分リース料				
備 考	会派控室用(3294+7992+11880×2/3+13770+6696+3240)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日付	摘要(お客様名)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
193					
194					
195					
196					
197					
198					
199					
200					
201					
202					
203	01-12-09 証券社 列	46,872			
204					
205					
206					
207					
208					
209					
210					
211					
212					
213					
214					
215					
216					

(上記最終差引残高前加振へ繰越)

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	27		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年12月1日 から 令和元年12月31日				
支出年月日	令和2年1月7日				
支出金額	26,387 円				
支出先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、チャージ料金12月分				
備 考	振込手数料330円を含む $52,775 \text{ 円} \times 1/2 = 26,387 \text{ 円}$				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機
ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日 付	店 番	機番・通番
02-01-07	280	37 002713
銀行番号	支店番号	口座番号
お 取 引	お 取 引 金 額	
お 振 込	¥52,445	
高 5 円	店 3	手数料 ¥330
		おつり ¥225
12-00	残高(←はお借入残高を表わします)	


ホクギンからのご案内またはお振込内容

シーシーエイカ タン ヨウホウサービ ス. カ
様

エホソキヨウサントウエイカ タンキ カイキ イン
タン 様

電話番号 025-226-3450

表裏のご案内もご覧ください。



印紙税申告納
付につき長岡
税務署承認済

10699

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2018年 12月 31日 No. 159072

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1
日本共産党新潟市議会議員団 様



OEC新潟情報センター
〒950-0913 新潟市中央区鏡
TEL 025-243-5101 FAX

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
ごさいませ。
下記のとおり御請求申し上げます。

(025-226-3450)



*印は軽減税率適用商品 ☆印は軽減税率適用商品

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	消費税額等	当月御買上額	当月御買上合計
33,622			4,768	47,677	52,445
					52,445

目	付伝票No.	取引	商	品	名	規格他/入金額	数	単	価	御買上額	備	考
19.12.20	000559911	売上	12月分	PCソフト	環境林*1		1		15,000			15,000
19.12.27	000562132	売上	料	金	(12月分)		1		32,677			32,677
					消費税							4,768
					10%対象							

45 税 務 課

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	28		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年11月1日 から 令和元年11月30日				
支出年月日	令和2年1月20日				
支 出 金 額	3,158 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	FAX代等11月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,317 \text{ 円} \times 1/2 = 3,158 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

日	付	摘要(お客様メモ)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
193						
194						
195						
196						
197						
198						
199						
200						
201						
202						
203						
204						
205						
206						
207	02-01-20	電話料		6,317		
208						
209						
210						
211						
212						
213						
214						
215						
216						

(上記最終差引残高普通帳へ繰越)

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



日本共産党 新潟市議団 様
 代表 渡辺 有子

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TA
◆025-223-7748 ○NTT東日本ご利用分			
6,317	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリHS) 11月 1日~11月30日: お客さま1D	合
	-700	にねん割 割引料 2021年02月~2021年03月以外の解約は解約金がかかります	合
	500	リモートサポートサービス料金 11月 1日~11月30日	合
	500	ひかり電話 (基本料) 11月 1日~11月30日	合
	240	ひかり電話 (通話料) 11月 1日~11月30日	合
	3	ユニバーサルサービス料 11月 1日~11月30日 (1番再分)	合
	574	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×1.0%	
◇合計	6,317	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2019年12月ご請求分	2020年1月7日(火)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,317円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、おまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
 ※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています (料金面合せ受付時間) 午前9時~午後5時 (土曜・日曜・祝日・年末年始 (12月29日~1月3日) は除きます)。
 [ひかり電話ご利用のお客様へ]ご利用の電話番号は本内訳書(ひかり電話 (基本料))の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます。

バラバラのご請求を **おまとめ請求** でひとつに!

Web **おまとめ請求** 検索

お電話 ☎ **0800-333-1000** 受付時間: 午前9時~午後5時 月~金曜日 (祝日・年末年始を除く)



【NTTファイナンスからのお知らせ】
 NTTグループ各社ご請求金額
 NTT東日本分ご請求額 6,317円
 (合計) 6,317円

NTTファイナンスからのお知らせ
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満
 NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ
 内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されま
 されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金
 (戸建て向けサービスの場合) 9,500円 (税込)、集合住宅向けサ
 フレッツ公式HP (<https://flets.com/custo>

お知らせ

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	025-223-7748
ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)	日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2019年12月20日発行)



2019年11月ご請求分	(2019年12月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,440円
金融機関名 (BANK NAME)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

印紙税申告納付につき乏
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。
 の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。
 *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求
 ・自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望
 がかからない期間) 以外でのフレッツ光の解約は解約金
 ビスの場合1,500円 (税込) がかかります。詳しくは
 mer/contact.html) をご確認ください。

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者 
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	29	
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費			
実施年月日	令和2年1月27日			
支出年月日	令和2年1月27日			
支 出 金 額	9,791 円			
支 出 先	生・活・彩・館パナ・コスモスヒロカワ			
使 途 内 容	デジタルカメラ			
備 考	会派控室用 $19,582 \text{ 円} \times 1/2 = 9,791 \text{ 円}$			


領収書貼付欄 (事務所費)

領 収 証

日本共産党市議会議員団様 No.



¥19,582-

但 デジタル

内 訳 現金 _____ 小切手 _____ / 手 形 _____ / 消費税(10%) _____ 消費税(8%) _____ 内税額計 _____	<p>2020年1月27日 上記正に領収いたしました</p> <p>登録番号</p> <p>生・活・彩・館  パナ・コスモスヒロカワ 新潟市営所通1-302- TEL(025)222-4955 FAX 222-4955</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: 0;"> 収入印紙 </div>
--	--

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者								
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	30									
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費											
実施年月日	令和2年1月30日											
支出年月日	令和2年1月31日											
支 出 金 額	5,522 円											
支 出 先	有限会社立川											
使 途 内 容	コピー用紙他事務用品											
備 考	会派控室用 $11,044 \text{ 円} \times 1/2 = 5,522 \text{ 円}$											
領収書貼付欄				(事務所費)								
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: left;"> <p>領 収 証</p> <p>共 産 党 議 員 団 様</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>No. _____</p> </div> </div> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">金額</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">5</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">,1</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">4</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">-</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%;"> <p>内 訳</p> <p>現金 _____</p> <p>小切手 _____ /</p> <p>手 形 _____ /</p> <p>消費税額等(%) _____</p> </div> <div style="width: 60%;"> <p>但 コピー用紙他</p> <p>2 年 1 月 31 日 上記正に領収いたしました</p> <p>新潟市西区立川5番10号</p> <p>有限会社立川</p> <p>代表取締役 立川 隆</p> <p>TEL 230-3077 FAX 230-3078</p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 収 入 印 紙 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"> 係印 </div> </div> </div>						金額	5	,1	0	8	4	-
金額	5	,1	0	8	4	-						

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

領収書貼付用紙

区分	受注番号	担当	売上日	伝票番号
			2年 1月30日	100064278

立川 (177)

有限会社 立川 隆

代表取締役
〒950-2053 新潟市西区寺尾前通2-5-10
TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078

納品書

共産党議員団 様



下記の通り納品いたしました。対象税率は(10.0%)です。

品名コード	品名	数量	単価	税抜金額	備考
1	コピー用紙 KW-A4	2箱	2000	4000	
2	コピー用紙 KW-B4	1箱	3000	3000	
3	コピー用紙 KW-A3	1箱	2800	2800	
4	ハイマッキー 赤青 各1	2本	120	240	
5					
6					
摘要	税抜合計金額	10040		1004	
	消費税等10.0%				
	税込合計金額				11044

100064278

※重ならないよ

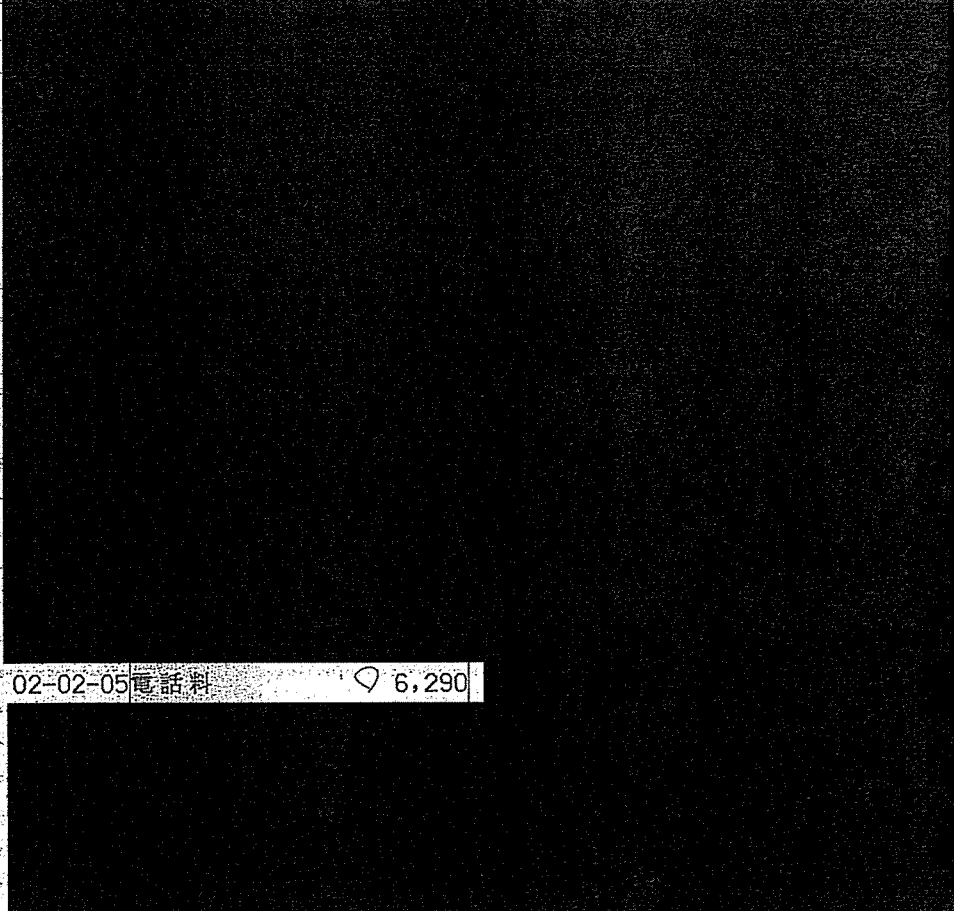
支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	31		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和元年12月1日 から 令和元年12月31日				
支出年月日	令和2年2月5日				
支 出 金 額	3,145 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	FAX代等12月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,290 \text{ 円} \times 1/2 = 3,145 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日付	摘要(お客様先)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
----	----------	-----------	-----------	----------	----

198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216



02-02-05 電話料 6,290

(上記最終差引残高新通帳へ繰越)

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



日本共産党 新潟市議団 様
代表 渡辺 有子

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
025-223-7748 ◆NTT東日本ご利用分			
6,290	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリ・HS) 12月1日～12月31日	お客様
	-700	にねん割 割引料 2021年02月～2021年03月以外	の解約は解約金がかかります
	500	リモートサポートサービス料金 12月1日～12月31日	
	500	ひかり電話(基本料) 12月1日～12月31日	
	216	ひかり電話(通話料) 12月1日～12月31日	
	3	メールサポートサービス料 12月1日～12月31日	1通目分
	571	消費税等相当額(合計)	合計表示の料金合計×10%
◆合計	6,290	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2020年 1月ご請求分	2020年 2月 5日(水)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,290円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等請求書

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) *****
 ご請求先氏名(CUSTOMER NAME) *****

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2020年 1月22日発行)

****年**月ご請求分 (****年**月**日振替)
 領収金額 (AMOUNT RECEIVED) ***** 円
 金融機関名 (BANK/POST OFFICE) *****
 口座番号 (ACCOUNT) *****

印紙税申告納付につき
 税務署承認済
 NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70


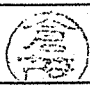
【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT東日本ご請求額 (合計) 6,290円
 6,290円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客様へのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

郵便番号

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	32		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年1月1日 から 令和2年1月31日				
支出年月日	令和2年2月12日				
支 出 金 額	21,258 円				
支 出 先	日立キャピタル(株)				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 1月分リース料				
備 考	会派控室用 1月パソコン3台入替(11880×2/3+13770+6696+3240+10890)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日付	摘要(お客様メモ)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
193					
194					
195					
196					
197					
198					
199					
200					
201					
202					
203					
204					
205					
206					
207					
208	02-01-20上チキチ。列	46,872			
209					
210					
211					
212					
213					
214					
215					
216					

(上記金額は差引残高初通帳へ繰越)

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



郵便銀行

ヒタキキヤウサービス

お取引明細票

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容	
02-02-12	281	24	N				27	振込	
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円
2			2		2			お取引金額	お取引後元振残高
								¥21,780	
案内								* お振込明細 *	0C0027
お振込先									
ご依頼人								ヒタキキヤウ(カ) 様	11:09
								エホノキヨウサウトウニイカ*タシキ*カイキ*インタン 様	印紙税申告納付につき新潟
								TEL025-226-3450	科 務 係 系 録 簿

1月、2月分 新規リース分(パソコン)
 1/2按分し、各月に分け計上(毎月 10,890円)
 旧パソコン3台を1月か5計上しない。
 (3,294円+7,992円)

お支払一覧表

令和 2 年 2 月 20 日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

様

平素格別のお引立に預かり誠にありがとうございます。
このたびのご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げますので
お支払の程宜しくお願い申し上げます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	594,000 円
		消費税等額	59,400 円
物件名	VersaPro タイプVF	お支払総額	653,400 円
ご契約期間	令和 2 年 1 月 6 日より 60ヶ月間	内、前払	円
		リース料 (最終月より)	ヶ月分
		内、頭金	円

お支払方法	
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代 表 渡辺 有子

信立キョウケン株式会社
法人事業本部 新潟法人支店
〒950-0087 新潟市中央区
東大通1-3-8
TEL: 025-241-2900

回数	対象月 年:月	お支払日 年:月:日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税等を含みます)	摘要
1	2:1	2:1:7	10890	990	642510	振込
2	2:2	2:2:7	10890	990	631620	
3	2:3	2:3:7	10890	990	620730	

回数	対象月 年:月	お支払日 年:月:日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (消費税等を含みます)	摘要
----	------------	---------------	-------	--------	-----------------------	----

(備考) 1. 消費税等額は現行税率に基づき計算しております。税率が変更された
場合には消費税等額が変更されることがあります。
2. 「お支払後残高」には、消費税等を含み前払リース料を含みません。

お支払合計	653400	59400	
-------	--------	-------	--

3. 口座振替の場合、お支払日の前日までに指定金融機関口座に入金ください。
なお、お支払日が休日の場合は末日振替は前営業日、それ以外は翌営業日振替となります。

リース契約書

2020年1月6日

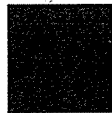
契約番号



号

日本共産党新潟市議会議員団
賃借人(甲)新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市議会内
TEL(025)226-3450

代表 渡辺 有子



賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 川部 誠 治

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区

東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長



上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印のうえ、本書各1通を保有します。



別 表 追加分

項目	契約条項	契 約 事 項										
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式	数 量									
(1)	第1条	<p style="text-align: center;">NEC 製</p> <p style="text-align: center;">VersaPro タイプVF PC-VRL23FB6S4R5</p> <p style="text-align: center;">渡辺、飯塚、平</p>	3式									
(2)	第1条	売 主	シーイーシー新潟情報サービス株式会社									
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2020年 1月 6日)									
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月									
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)									
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 40%;">リース料</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">9,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消費税等</td> <td style="text-align: right;">990円</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>代理受領</td> <td></td> </tr> </table>	月	リース料	9,900円		消費税等	990円	額	代理受領	
			月	リース料	9,900円							
				消費税等	990円							
			額	代理受領								
合計額	10,890円											
初回金	10,890円											
			(前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)									
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替									
(8)	第3条	保守契約先	シーイーシー新潟情報サービス株式会社									
(9)	第14条	保険契約	種 類 動産総合保険 被・保険者 乙とします。									
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 594,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 通減月額 9,900円									
(11)	第24条	再リース料	年 額 11,880円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)									
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 653,400円 (内消費税等総額 59,400円)										

B

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとし、
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

- リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

- 甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとし、
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
1. 物件を他の動産または不動産に附着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転賃すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に附着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に附着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修補または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

- 乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であると団体であると問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約します。
1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとし、
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、事業報告ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

- 甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙

に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。

- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管もしくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払がなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料金額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払を1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手もしくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払を停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立て、諸税の滞納処分もしくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生もしくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止もしくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
 6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減額月額を1ヵ月ごとに減額する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択できるものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了ごとに同様とします。
- ③ 前2項にかかわらず、乙が再リースしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者に所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)

① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。



1. 輸出するとき。
2. 海外に持ち出すとき。
3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。

② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米回輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	33		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年2月1日 から 令和2年2月29日				
支出年月日	令和2年2月12日				
支 出 金 額	21,258 円				
支 出 先	日立キャピタル(株)				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 2月分リース料				
備 考	会派控室用(11880×2/3+13770+6696+3240+10890)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日	付	摘要(お客様メモ)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
19						
19						
19						
19						
19						
19						
200						
201						
202						
203						
204						
205						
206						
207						
208						
209						
210						
211	02-02-07	エチキナル	46,872			
212						
213						
214						
215						
216						

(上記最終差引残高新通帳へ繰越)

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



お取引明細票



お取扱日	02-02-12	取扱店	281	号機	24-N	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	27	お取引内容	振込
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	円	振込手数料	お取引後元帳残高
2			2		2		2			¥21,780			
案内 * お振込明細 *											0C0027		
お振込先											11:09		
ご依頼人											印紙税申告納付につき新潟証券株式会社		
ヒタチキヤン株式会社様													
ニホキョウサントウエイカキカイインタツ様													
TEL025-226-3450													

1月、2月分 新規リース分(3台分)

各按分し、各月に分け計上(毎月10,890円)

旧パソコン3台を1月が計上しない。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	34		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年1月1日 から 令和2年1月31日				
支出年月日	令和2年2月12日				
支 出 金 額	54,027 円				
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート・チャージ料金1月分、パソコン修理代、Windows10ソフト代、HD入替				
備 考	振込手数料550円を含む $108,054 \text{ 円} \times 1/2 = 54,027 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

- 預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書
(兼振込手数料受領書)
- 振込金受領書(兼振込手数料受領書)

ご依頼日 乙未年 2月 2日

金融機関名(漢字)を左つめてご記入ください(第四銀行の場合は記入不要) 支店名(漢字)を左つめてご記入ください

お振込先 銀行 第四銀行 (〇をおつけください) 信金 信組 農協 その他

お受取人(口座名義) 預金種目 振込金額 107,504円

カタカナ 振込先: シーイーシーニイカクシヨウホウカ
お受取人: ビスイブシキカイシヤ

おなまえ(漢字) CEC新潟情報サービス株式会社 様

カタカナ 振込先: シホンキョウサントウニイカクシキカ
お受取人: イキイソクシヤ

おなまえ(漢字) 日本共産党新潟市議会議員団 様

日中連絡できるお電話番号 025 - 226 - 3450

おところ 新潟市東区学校通り 1-602-1

消費税込手数料 550円

出納 2.2.12 1 200

だいし

当行をご利用くださいましてありがとうございました。

株式会社 第四

(お願い) お振込先はできるだけ当行の本支店をご指定ください。手数料がお安くなります。

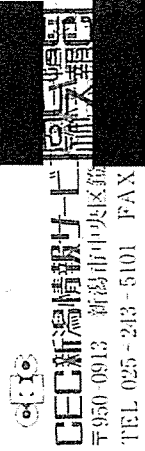
- 振込先銀行へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。また、受取人名等をカナ文字により送信します。
- 記載内容に不備があった場合は、照会等のために振込が遅延することがあり、場合によってはご入金できないこともあります。
- 振込内容につき訂正・取消が生じた場合は、各種依頼書の提出および別途当行所定の手数料が必要となります。この場合、振込手数料は返却いたしません。なお、場合によっては取消ができないこともあります。この場合、取消手続に関わる手数料は返却いたしません。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

請求書

2020年 1月 31日 No. 168151

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様



毎度お引き立てにあずかりありがとうございます
 下記のとおり御請求申し上げます。

(025-226-3450)

*印は軽減税率適用商品 ☆印は軽減措置共通商品

前月御請求額	52,445	当月御買上額	消費税額等	当月御買上合計	107,504	107,504
--------	--------	--------	-------	---------	---------	---------

日	付	伝	票	取	引	商	品	名	規	格	他	入	金	額	数	量	単	価	御	買	上	額	備	考
20	1	8	00562365	売上	HDJA-UT2R	外付けハードディスク 2TB									1		17,800				17,800			
20	1	8	00562366	売上	修理代	PC-VK25LXZDN									1		30,000				30,000			
20	1	20	00561830	売上	1月分	PCネットワーク環境構築料*									1		15,000				15,000			
20	1	20	00563300	売上	HAV-00135	Win Pro FPP 10 USB77777777 (ソフト代 win10)									1		25,500				25,500			
20	1	29	00563953	売上	料	金(1月分)									1		9,431				9,431			
						消費税											9,773				9,773			
						消費税											97,781				97,781			

システムサポート契約書

日本共産党 新潟市議会議員団（以下甲という。）とCEC新潟情報サービス株式会社（以下乙という。）とは、甲の情報処理システムのシステムサポートに関して、次の通り契約を締結する。

契約要綱

1. 対象システム

PCネットワーク環境サポート

2. 納入及び稼働場所

新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団

3. 契約金額

(1) 基本料金 月額 15,000円

(2) 消費税額 月額 1,500円

4. 本契約の発効日 令和2年1月6日

第1条 (目的)

甲は、本契約に定める条件に従って、第2条に定めるシステムサポート（以下SEサポートという。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (SEサポートの範囲)

本契約に基づき乙が甲に提供するSEサポートの範囲は、頭書記載の契約要綱（以下要綱という。）1に定める対象システムに関する次の業務とする。

(1) ネットワーク障害調査

インターネット、メール接続障害対応

(2) 運用サポート

電話相談、障害窓口、調査、報告

(3) ウイルス対策ソフト更新サポート

各PCの定期的なウイルス対策ソフトの更新作業

第3条 (SEサポートの実施)

乙のSEサポートは甲の依頼に応じ、現地作業あるいは遠隔操作にて、これを甲に提供するものとする。ただし、前条各号における訪問回数は別表1の通りとする。

第4条 (対象ハードウェア)

乙のSEサポートは甲の依頼により乙が確認した別表2の対象ハードウェアに限るものとする。

第5条 (作業時間帯)

乙によるSEサポート実施の曜日及び時間帯は、次に定める通りとする。ただし、国民の祝休日及び乙の定める休日（以下休日と総称する。）を除く。

(1) 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで。

- 2 甲及び乙が重要度、緊急度が大きいと判断した場合は、乙は前項の時間帯外であっても速やかに技術員を派遣しSEサポートを実施する。この場合、別表3に定める特別有償料金を甲は乙に別途支払うものとする。

第6条 (消費税)

甲は頭書記載の本件保守に係わる消費税額に相当する金額（以下本件消費税額という。）を乙に支払うものとする。

- 2 本件消費税額は、将来において消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
- 3 甲は、本件消費税額その他、第5条に定める費用に課税される消費税に相当する額を乙に支払うものとする。

第7条 (対価の支払い)

乙は、発効日より毎月末日に頭書記載の保守料金および本件消費税額を甲に請求するものとし、甲は翌月末日までに現金で請求額を乙に支払うものとする。但し、請求行為を乙が代行会社に委託した場合、甲は代行会社との契約により、その請求額を代行会社に支払うものとする。

- 2 特別有償料金については、作業の都度、乙は甲に請求し、甲は請求月の翌月末日までに現金で乙に支払うものとする。
- 3 本契約が理由の如何を問わず期間満了前に終了した場合であっても、代金等は一切減額されないものとする。

第8条 (代金等の変更)

対象システム及び対象ハードウェアに変更又は追加がなされ、乙が代金等の変更を必要と認める場合には、甲はこれに応じるものとし、当該変更後の金額については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。この場合、対象ハードウェアの変更及び追加そのものに伴うSE作業費用は本契約に含まれないものとする。

第9条 (責任の制限)

乙は誠意をもってSEサポートを実施するものとする。ただし、乙は、SEサポートにより一定の成果が得られることを保証するものでなく、また、対象システムの障害に起因して甲に生じた損害については、一切その責を負わないものとする。

- 2 本契約に基づき乙が甲に対して損害賠償債務を負担する場合、乙の損害賠償の総額は、本契約に基づき乙が甲から受領した金額を上限とする。

第10条 (秘密保持)

甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上の秘密を、本契約の有効期間中及びその終了後も第三者に漏洩しないものとする。

第11条 (解除)

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、ただちに本契約を解除し、かつ、損害賠償を請求することができるものとする。

- (1) 本契約条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、又は整理、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら整理、和議、会社更生手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき
- (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払い停止状態に至ったとき
- (4) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき

2 甲は前項各号のいずれかに該当した時は、当然に期限の利益を失い、料金その他の乙に対する一切の責務を直ちに現金にて乙に支払うものとする。

第12条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団である事
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められる事
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められる事
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められる事
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものである事

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- (1) 第1項に違反した時
- (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をした時
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。但し、本契約解除時点で発生している料金その他の乙に対する一切の責務については、直ちに現金にて乙に支払うものとする。

第13条 (有効期限)

本契約の有効期限は、要綱4の本契約の発効日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から何らの意思表示がない場合は、更に1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとする。

第14条 (協議)

本契約に定めのない事項及び本契約条項中疑義の生じた事項については、甲乙別途協議の上決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、原本を甲、写しを乙が保有する。

2020年1月6日

甲

日本共産党新潟市議会議員団
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市議会内
TEL(025) 252-3450

乙

新潟市中央区学校町通1番町602番地1
CEC新潟情報システム株式会社
取締役社長 上正人

別表 1

作業内容	年間の限度	備考
ネットワーク障害調査 対象ハードウェアに係る障害調査対応	年4回まで	インターネット、メール接続に関しては障害切り分けを行う。対象ハードウェア以外が原因の場合、問題解決できない可能性有り。
運用サポート 電話相談、障害窓口、調査、報告	限度は設けません	PC再セットアップについては別途有償
ウイルス対策ソフト更新サポート 各PCの定期的なウイルス対策ソフトの更新作業	限度は設けません	

別表2 対象ハードウェア

システム名称	対象機器	設置場所
PCネットワーク環境サポート	乙からの導入機器及び乙以外からの導入機器 ※	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団

※乙以外からの導入機器に関しては問題解決できない可能性有り。

別表3 特別有償料金

規定時間帯外の作業については、1時間当り下記料金を適用する。

時間帯	昼間	早朝、夜間
	午前8時30分～午後5時30分	左記以外
月曜～金曜		6,500円(税抜)
土曜、日曜、国民の祝祭日 及び乙の定める休日	6,500円(税抜)	7,500円(税抜)

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	35	
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費			
実施年月日	令和2年2月1日 から 令和2年2月29日			
支出年月日	令和2年3月3日			
支出金額	17,170 円			
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社			
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート・チャージ料金2月分			
備 考	振込手数料330円を含む $34,341 \text{ 円} \times 1/2 = 17,170 \text{ 円}$			

領収書貼付欄

(事務所費)

**ホクギン現金自動預入引出機
ご利用明細票**

いつもご利用いただきありがとうございます。ご利用いただいたお取引の
ご明細は下記のとおりです。どうぞご確認ください。

日 付	店 番	機番・通番
02-03-03	280-37	000928
銀行番号	支店番号	口座番号
お 取 引	お 取 引 金 額	
お振込	¥34,011	
振込手数料	¥330	
便貨	¥400(おつり) ¥59	
11-59	残高(=借入金残高を表わします)	

ホクギンからのご案内またはお振込内容

ホクギン様
ホクギン様
ホクギン様
電話番号 025-226-3450

裏面の三条内もご確認ください。

印紙税申告納
付につき長岡

10699

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2020年 2月 28日 No. 177251

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1
日本共産党新潟市議会議員団 様

CEC
CEC新潟情報サービス株式会社
〒950-0913 新潟市中央区鏡
TEL 025-243-5101 FAX

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます
こといませす
下記のとおり御請求申し上げます



(025-228-3450)

*印は軽減税率適用商品 ☆印は軽減税率適用商品

前月御請求額	107,504	当月御買上額	30,919	消費税額等	3,092	当月御買上合計	34,011	34,011
--------	---------	--------	--------	-------	-------	---------	--------	--------

日	付	伝票No.	取引	商	品	名	規格他/入	金額	枚	単	価	御買上額	備	考
20	2/20	00563785	売上	2月分 PCソフト	環境ソフト			15,000	1			15,000		
20	2/28	00565862	売上	料金の(2月分)				15,919	1			15,919		
				消費税	10%対象			3,092				3,092		

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	36		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年1月1日 から 令和2年1月31日				
支出年月日	令和2年3月5日				
支 出 金 額	3,109 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	FAX代等1月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,219 \text{ 円} \times 1/2 = 3,109 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日	付	摘要(お客様へ)	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	記号
193						
194						
195						
196						
197						
198						
199						
200						
201						
202						
203						
204						
205						
206						
207						
208						
209						
210						
211						
212						
213	02-03-05	電話料		0 6,219		
214						
215						
216						

(上記最終差引残高新通帳へ繰越)

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



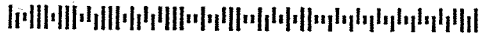
日本共産党 新潟市議団 代表 渡辺 有子

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

951-8126
新潟市中央区学校町通1番町602-1

郵便区内特別

新潟市役所本館
日本共産党新潟市議会議員団 様



020022303062736557

09524



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 2月20日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3330111 (無料)
[送付先]
〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本
-8691 郵便(株) 仙台東郵便局私書箱8号
社用コード J30041211001 09524 07850 00 D
61 000000 0 20020401D

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2020年 2月ご請求分	6,219円	2020年 3月 5日(木)

[NTTファイナンスからのお知らせ]

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT東日本分ご請求額
(合計)

6,219円

6,219円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

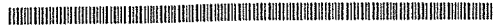
*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金[戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)]がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。
if the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	025-223-7748	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 2月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])



内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◇NTT東日本ご利用分	6,219		
	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリHS)	1月 1日～ 1月31日: お客 さまID [REDACTED] 合 算
	-700	にねん割 割引料	2021年02月～2021年03月以 外の解約は解約金がかかります 合 算
	500	リモートサポートサービス料金	1月 1日～ 1月31日 合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	1月 1日～ 1月31日 合 算
	152	ひかり電話 (通話料)	1月 1日～ 1月31日 合 算
	2	ユニバーサルサービス料	1月 1日～ 1月31日 1番号分 合 算
	565	消費税等相当額 (合計)	のご請求となります。 合算表示の料金合計×10%
◇合計	6,219	合計	

※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています
 【料金問合せ受付時間】
 午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日) は除きます
 【ひかり電話ご利用のお客様へ】
 ご利用の電話番号は本内訳書「ひかり電話 (基本料)」の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するため
 にご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会
 から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。


J30041211001 09524 07850 00

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	37		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年3月9日				
支出年月日	令和2年3月9日				
支 出 金 額	548 円				
支 出 先	文具スーパー事務キチ				
使 途 内 容	クリアーホルダー購入				
備 考	会派控室用 $1,097 \text{ 円} \times 1/2 = 548 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				
<div style="text-align: center;"> <p>文具スーパー 事務キチ</p> <p>文具スーパー事務キチ 新潟店 TEL: 025-290-4170 新潟市中央区女池東 1-3-10</p> <p>いらっしゃいませ 文具スーパー事務キチへようこそ またのお越しをお待ちしております</p> <p>2020年03月09日(月)18:19<0003-01></p> <p>4997962480253 ｸﾘｱｰ ﾎﾙﾀﾞｰ -A4 ﾏｲﾍﾞﾙ 100ｼﾞ ① 1,097① 1 1,097</p> <p>----- 小計 1 1,097</p> <p>内税対象金額 1,097 10.0%対象金額 1,097 (内消費税額 10.0%) (99)</p> <p>----- 合 計 1,097</p> <p>----- 現金 1,100</p> <p>----- お預り 1,100 お釣り 3</p> </div>					



※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任者	渡辺
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	38		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年3月10日				
支出年月日	令和2年3月10日				
支 出 金 額	448 円				
支 出 先	ベイスシア新潟豊栄店				
使 途 内 容	文具フォルダ購入				
備 考	会派控室用 $896 \text{ 円} \times 1/2 = 448 \text{ 円}$				
領収書貼付欄					(事務所費)
<div style="text-align: center;"> <p>領 収 書</p> <p>Beisie</p> <p>ベイスシア 新潟豊栄店</p> <p>TEL: 025-388-5555</p> <p>セルフレジが入りました!</p> <p>ぜひご利用くださいませ</p> <p>2020年 3月10日(火) 18:15</p> <p>0081 モチフォルダ ¥896</p> <p>(7個 X 単128)</p> <hr/> <p>7点/小 計 <input checked="" type="checkbox"/> ¥896</p> <p>内消費税等 ¥81</p> <p>(10%対象 ¥896 ¥81)</p> <p>合 計 ¥896</p> <p>現 金 ¥1,000</p> <p>お釣り ¥104</p>  <p>担当: XXXXXXXXXX 0328</p> <p>レシNo: XXXXXXXXXX レシNo: 7404</p> </div>					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。



支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	 	経理 責任者																																																									
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	39																																																										
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費																																																												
実施年月日	令和2年3月11日																																																												
支出年月日	令和2年3月11日																																																												
支 出 金 額	308 円																																																												
支 出 先	文具スーパー事務キチ																																																												
使 途 内 容	文具ぺんてるノックル購入																																																												
備 考	会派控室用 <div style="text-align: center; font-size: 1.2em;">616 円 × 1/2 = 308 円</div>																																																												
領収書貼付欄				(事務所費)																																																									
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold; text-align: center;">文具スーパー 事務キチ</p> <p>文具スーパー事務所 新潟店 TEL: 025-290-4170 新潟市中央区女池東 1-3-10</p> <p>いらっしやいませ 文具スーパー事務所キチへようこそ またのお越しをお待ちしております</p> <p>2020年03月11日(水)18:08<0003-03></p> </div> <div style="width: 60%;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">4902506144447</td> <td style="width: 20%;">青</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">154</td> </tr> <tr> <td>ぺんてる ノックル<中字></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0 154#</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4902506144430</td> <td>赤</td> <td style="text-align: right;">154</td> </tr> <tr> <td>ぺんてる ノックル<中字></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0 154#</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4902506144454</td> <td>緑</td> <td style="text-align: right;">154</td> </tr> <tr> <td>ぺんてる ノックル<中字></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0 154#</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4902506144423</td> <td>黒</td> <td style="text-align: right;">154</td> </tr> <tr> <td>ぺんてる ノックル<中字></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0 154#</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px dashed black;">616</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内税対象金額</td> <td style="text-align: right;">616</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10.0%対象金額</td> <td style="text-align: right;">616</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内消費税額 10.0%)</td> <td style="text-align: right;">(66)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px dashed black;">合 計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px dashed black;">616</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現金</td> <td style="text-align: right;">616</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お預り</td> <td style="text-align: right;">616</td> </tr> </table> </div> </div>					4902506144447	青	154	ぺんてる ノックル<中字>	1		0 154#			4902506144430	赤	154	ぺんてる ノックル<中字>	1		0 154#			4902506144454	緑	154	ぺんてる ノックル<中字>	1		0 154#			4902506144423	黒	154	ぺんてる ノックル<中字>	1		0 154#			小計		616	内税対象金額		616	10.0%対象金額		616	(内消費税額 10.0%)		(66)	合 計		616	現金		616	お預り		616
4902506144447	青	154																																																											
ぺんてる ノックル<中字>	1																																																												
0 154#																																																													
4902506144430	赤	154																																																											
ぺんてる ノックル<中字>	1																																																												
0 154#																																																													
4902506144454	緑	154																																																											
ぺんてる ノックル<中字>	1																																																												
0 154#																																																													
4902506144423	黒	154																																																											
ぺんてる ノックル<中字>	1																																																												
0 154#																																																													
小計		616																																																											
内税対象金額		616																																																											
10.0%対象金額		616																																																											
(内消費税額 10.0%)		(66)																																																											
合 計		616																																																											
現金		616																																																											
お預り		616																																																											

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	40		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年3月16日				
支出年月日	令和2年3月16日				
支出金額	1,212 円				
支出先	文具スーパー事務キチ				
使 途 内 容	テープカッター、鉛筆等文具購入				
備 考	会派控室用 $2,424 \text{ 円} \times 1/2 = 1,212 \text{ 円}$				

領収書貼付欄 (事務所費)

文具スーパー
事務キチ

文具スーパー事務所 新潟店
TEL: 025-290-4170
新潟市中央区女池東
1-3-10



いらっしやいませ
文具スーパー事務キチへようこそ
またのお越しをお待ちしております

2020年03月16日(月)16:02<0003-03>

4977564687557	858
アヲア-ア カタ-TC-401MB	
0 858# 1	
4549395164387	815
3M超透明ア-ア 15mm	
0 815# 1	
4902778002629	396
三菱 鉛筆9800-HB 1打入	
0 396# 1	
0000049177015	355
三菱 MOND消しア PE-04A	
0 71# 5	
小計	2,424
内税対象金額	2,424
10.0%対象金額	2,424
(内消費税額 10.0%)	(220)
合 計	2,424
現金	5,000
お預り	5,000
お釣り	2,576

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	41		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年3月1日 から 令和2年3月31日				
支出年月日	令和2年3月18日				
支 出 金 額	21,258 円				
支 出 先	日立キャピタル(株)				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク 3月分リース料				
備 考	会派控室用(11880×2/3+13770+6696+3240+10890)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

日本共産党 新潟市議団 様
代表 渡辺 有子

普通預金-1





	年月日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備考
1						
2	02-03-18	100	*57,762			ヒタキ+ヒ°列
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

小切手等の証券類によるご入金の場合は、そのお払戻しができる予定日および予定時刻を次のとおり表示します。

表示	C-〇〇M(またはN,E)	M: 営業開始時刻
	お払戻しができる日時	N: 13:10
	小切手等でのご入金	E: 15:10

13

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	42		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年2月1日 から 令和2年2月29日				
支出年月日	令和2年4月6日				
支 出 金 額	3,096 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	FAX代等2月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,193 \text{ 円} \times 1/2 = 3,096 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

普通預金-1

年月日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備考
1					
2					
3					
4	02-04-06	100	☎*6,193		電話料
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

小切手等の証券類によるご入金の場合は、そのお払戻しができる予定日および予定時刻を次のとおり表示します。

表示	C-OCM(またはN, E)	M: 営業開始時刻
	お払戻しができる日時	N: 13:10
	小切手等でのご入金	E: 15:10

13

日本共産党 新潟市議団 渡辺 有子 様
代表

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TAX
◆025-223-7748 ◇N.TT東日本ご利用分				
	6,193	5,200	フレッツ光利用料(N:ファミリHS) 2月1日～2月29日 お客さま1ID	合算
		-700	にねん割 割引料 2021年02月～2021年03月以外の解約は解約金がかかります	合算
		500	リモートサポートサービス料金 2月1日～2月29日	合算
		500	ひかり電話(基本料) 2月1日～2月29日	合算
		128	ひかり電話(通話料) 2月1日～2月29日	合算
		2	フレッツ光サービス料 2月1日～2月29日	合算
		563	消費税等相当額(合計) 消費税表示の料金合計×10%	合算
◇合計	6,193	6,193	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2020年3月ご請求分	2020年4月6日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,193円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	025-223-7748
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2020年3月20日発行)

2020年2月ご請求分 (2020年3月5日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,219円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70





【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,193円

6,193円
 6,193円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)]がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支出年度	令和元年度	整理番号 (項目別)	43		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年3月1日 から 令和2年3月31日				
支出年月日	令和2年4月6日				
支出金額	17,170 円				
支出先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート・チャージ料金3月分				
備 考	振込手数料330円を含む 34,340 円 × 1/2 = 17,170 円				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機 ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ご利用の明細を印刷いたしました。ご利用の明細は下記の通りです。ご了承ください。

日付	店番	機番・通番
02-04-06	280-37	005497
銀行番号	支店番号	口座番号
お取引	お取引金額	
お振込	¥34,010	
百三拾四店四手数料	¥330	
硬貨	¥540	おつり ¥200
10-45	残高(=はお借入残高を表わします)	
ホクギンからのご案内またはお振込内容		
 シーイーシーエイカンゴホクサービス、カ 様 ホンキョウサントウエイカンゴカイキイン タン 電話番号 025-226-3450		

裏面のご案内もご覧ください。



10699

印紙税申告納付につき長岡市税務局様へ送付

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

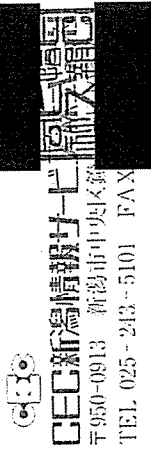
2020年 3月 31日 No. 186461

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団様

(025-226-3450)

たあお





毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
下記のとおり御請求申し上げます。

*印は軽減税率適用商品 ☆印は経過措置適用商品

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	当月御買上合計
34,011			30,918	3,092	34,010

目	付伝票No.	取引	商	品	名	規格他/入金額	数	量	単	価	御買上額	値	考
20	3/20	00565635	売上	3月分	PCネット環境球*ト		1			15,000	15,000		
20	3/26	00567600	売上	3月分	ファブ料金(3月分)		1			15,918	15,918		
					消費税	30,918						3,092	
					10%対象								

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和元年度	整理番号 (項目別)	84		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年3月1日 から 令和2年3月31日				
支出年月日	令和2年4月30日				
支 出 金 額	3,122 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	FAX代等3月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,245 \text{ 円} \times 1/2 = 3,122 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

普通預金-1

譜譜様式3



年月日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	02-05-07	100	*6,245		電話料
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

小切手振の研査額によるご入金の場合、そのお払出しが完了するまでお振込みはできません。

日本共産党 新潟市議会 代表 渡辺 有子 様

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◇NTT東日本ご利用分			
6,245	5,200	フレッツ光利用料(N:ファミリーHS) 3月1日～3月31日	合算
	-700	にねん割・割引料	合算
	500	リモートサポートサービス料金	合算
	500	ひかり電話(基本料)	合算
	176	ひかり電話(通話料)	合算
	2	フレッツ光サービス料	合算
	567	消費税等相当額(合計)	合算
◇合計	6,245	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2020年4月ご請求分	2020年5月7日(木)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,245円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	025-223-7748
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2020年4月20日発行)

2020年3月ご請求分	(2020年4月6日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,193円
金融機関名 BANK/OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	*****

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70



【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT東日本分ご請求額
 (合計) 6,245円

6,245円
 6,245円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

